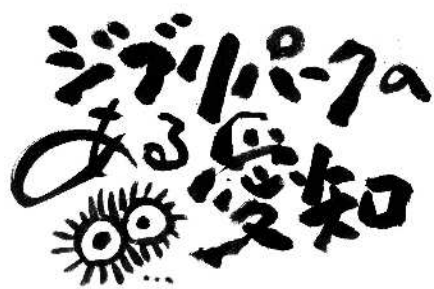


2025年度 県税のあらまし



© Studio Ghibli

愛知県総務局財務部税務課

はじめに

「県税？」、「県の税金なんてあるの？」。

そんな声を時々耳にします。

でも、ちょっとまわりを見てください。愛知県もいろいろな仕事をしています。

県民の皆様方の生活の安心・安全の確保、愛知の将来を担う人づくり、

雇用・中小企業対策、新産業の創出と次世代産業の育成、

交通基盤の整備、行財政改革の実施、などなど……。

これらの各施策を推進していくための経費を

県民の皆様にご負担していただく、それが県税なのです。

この冊子は、県民の皆様にごくくみ

を知っていただくために作成したものです。

一度お読みいただき、県税について

一層の御理解と御協力をいただければ幸いです。

※ この冊子に記載された内容等は、特段の記載がない限り、2025年4月1日現在のものです。
最新の情報は、「愛知県総務局財務部税務課のホームページ」に公開していますので、あわせてご活用ください。 アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

【表紙の写真】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 左上段…STATION Ai（名古屋市） | ② 右上段…有松山車まつり（名古屋市） |
| ③ 左中段…大口町桜まつり（大口町） | ④ 右下段…津島神社 和魂社例祭（津島市） |

も く じ

愛知県の予算	2
愛知県の県税収入	3

税金の種類

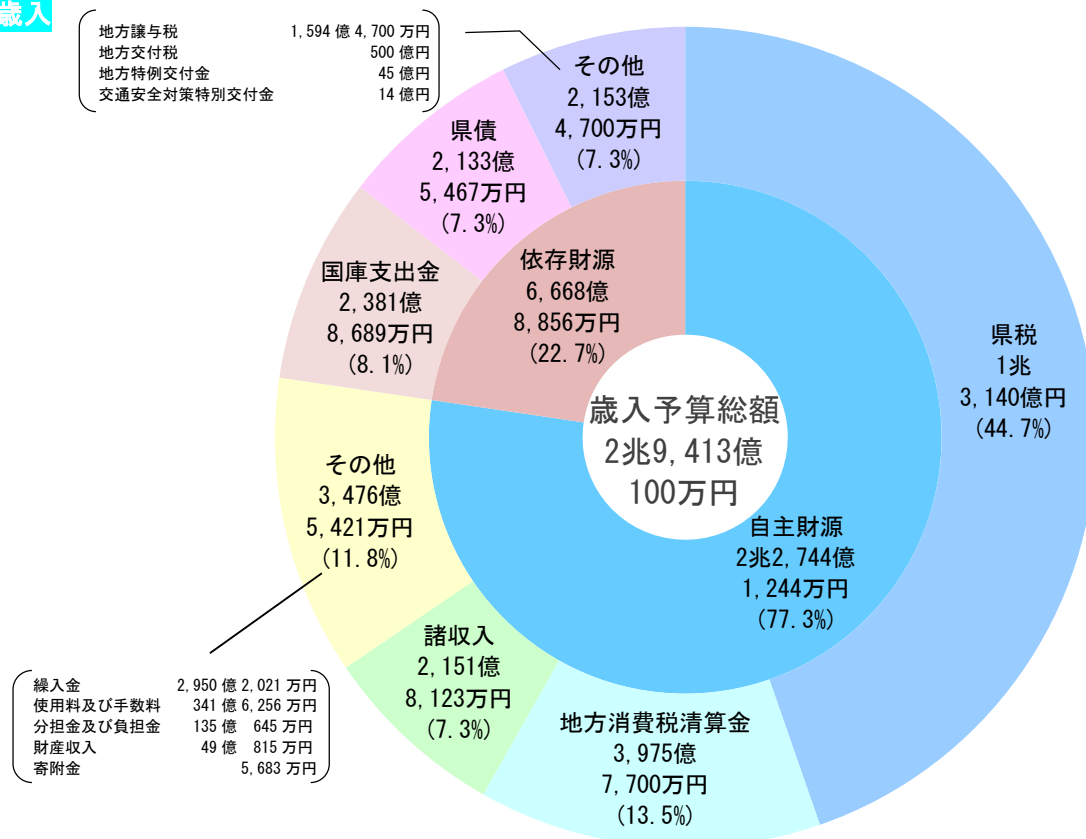
県税	4	ゴルフ場利用税	31
国税	5	自動車税種別割	32
市町村税	5	自動車税・軽自動車税環境性能割	35
個人県民税	6	身体障害者等に対する自動車税種別割及び (軽)自動車税環境性能割の減免	38
県民税の利子割	10	身体障害者の利用の用に供される自動車 (車いす移動車)の自動車税種別割及び (軽)自動車税環境性能割の減免	42
県民税の配当割	11	軽油引取税	44
県民税の株式等譲渡所得割	12	狩猟税	46
個人事業税	13	鉱区税	48
法人県民税	16	産業廃棄物税	49
法人事業税	18		
県民税・法人事業税の超過課税	22	加算金／延滞金	50
地方消費税	23	納税の猶予・減免など／県税の救済	51
消費税・地方消費税の軽減税率制度等に ついて	25	申告と納税の期限一覧	52
不動産取得税	26	納税方法	53
県たばこ税	30		

官公庁のごあんない

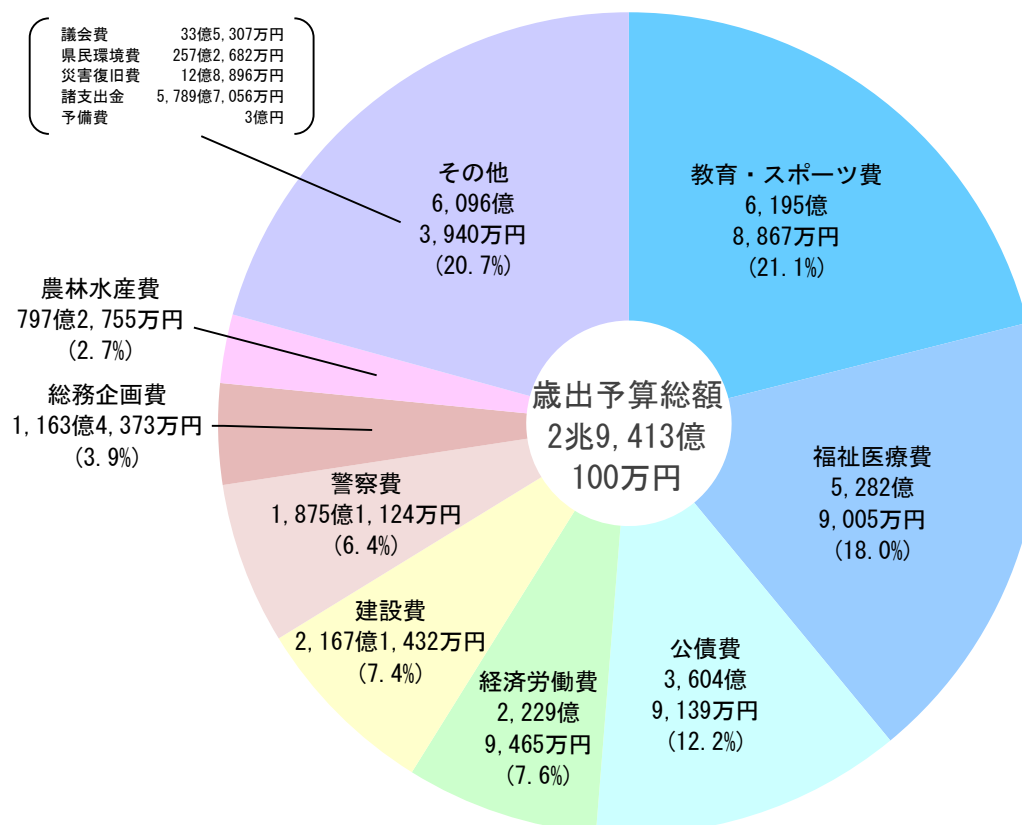
法務局	55	市役所及び町村役場	57
国税局及び税務署等	56	県税事務所	58
名古屋市役所及び市税事務所	56		

2025 年度一般会計当初予算

歳入

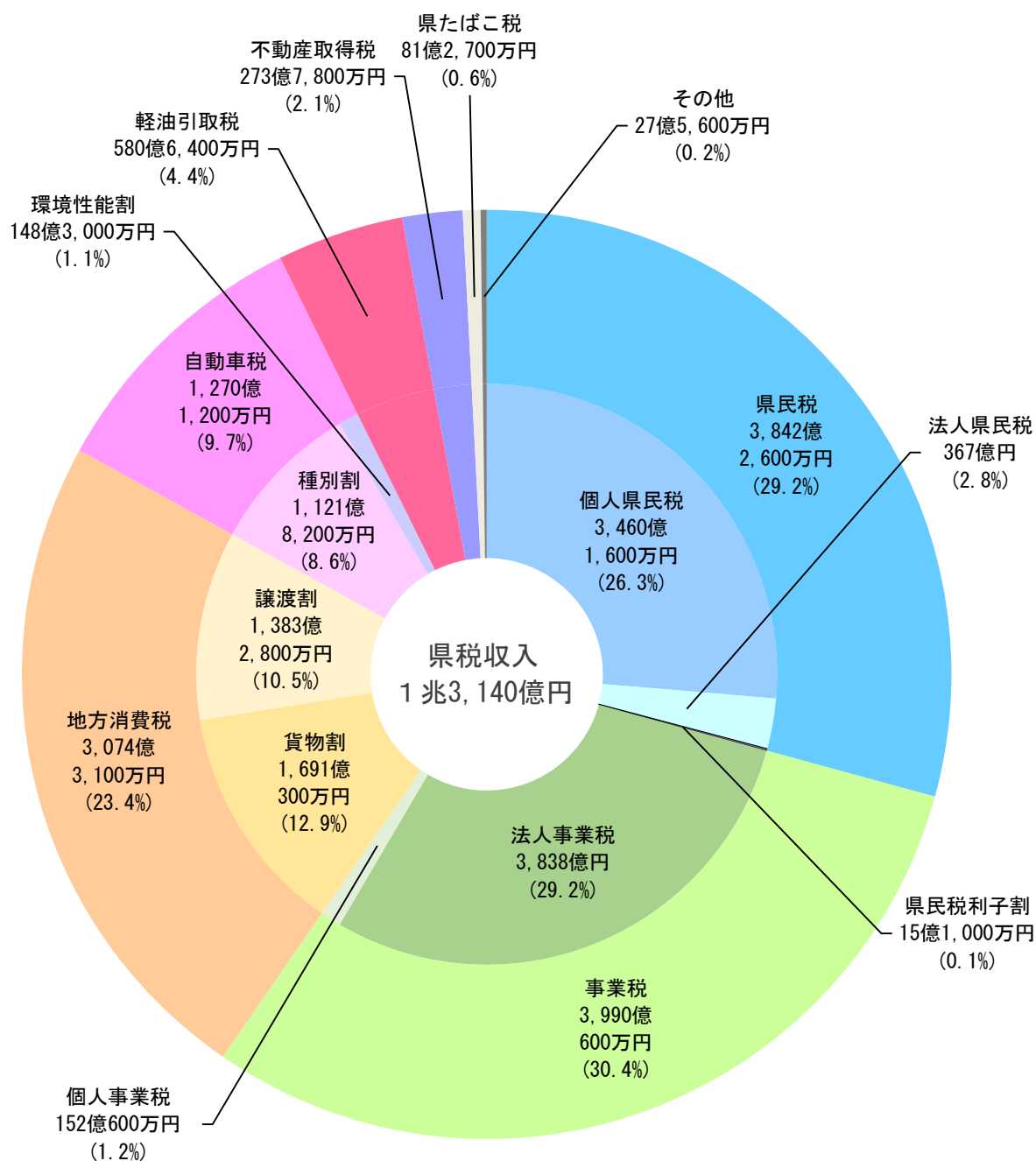


歳出



(端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合があります。)

2025 年度県税収入当初予算



(端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合があります。)

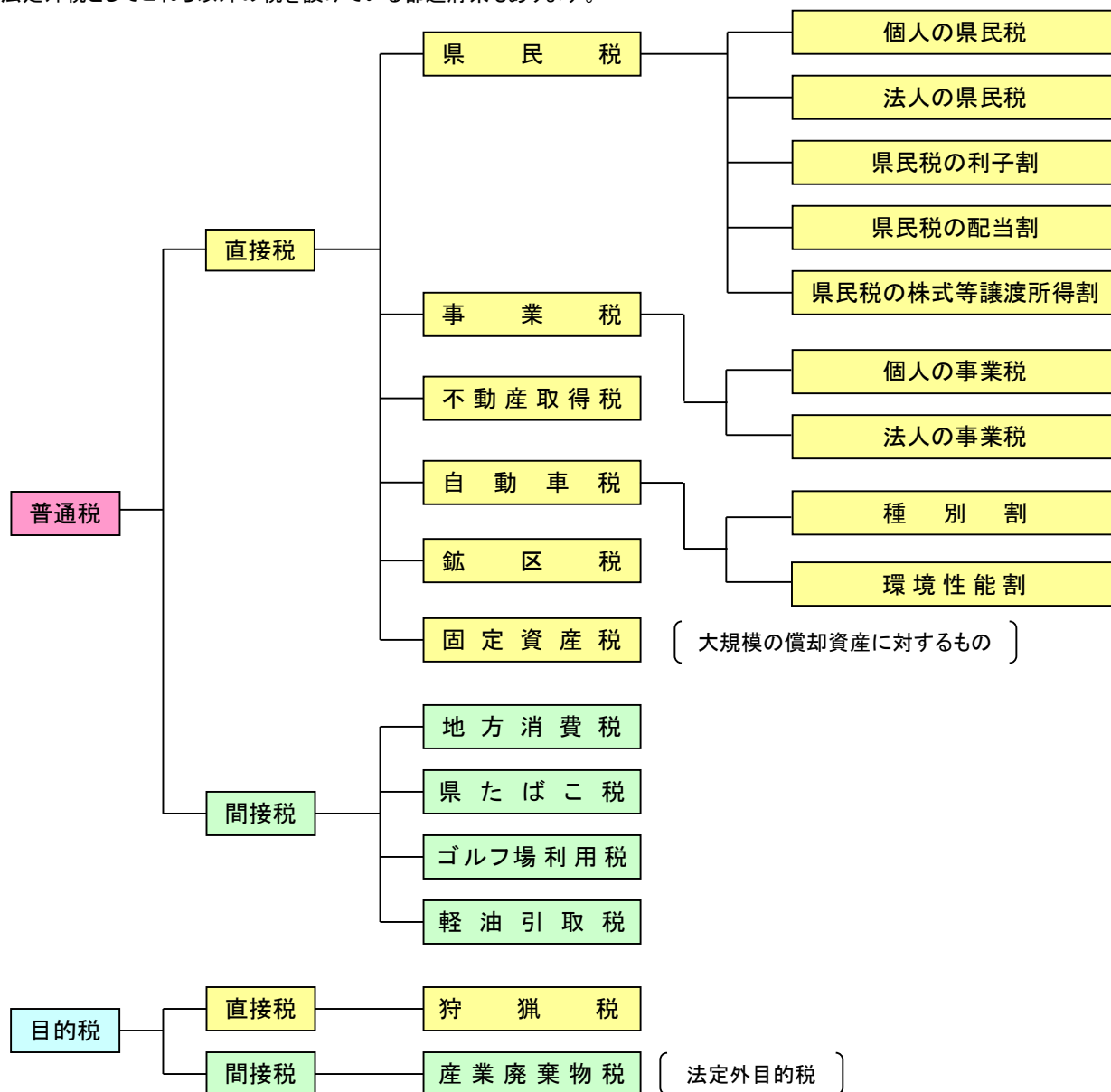
税金の種類

税の分類

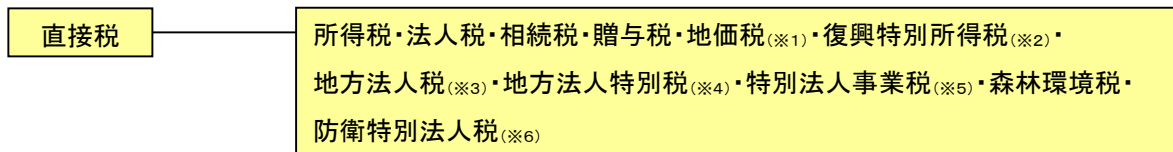
使いみちによる分類	普通税	税金の使いみちが特定されていない税金をいいます。
	目的税	税金の使いみちが特定されている税金をいいます。
納める方法による分類	直接税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金をいいます。
	間接税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金をいいます。

県 税

※法定外税としてこれら以外の税を設けている都道府県もあります。



国 税



※1 地価税は、1998 年1月1日以降課税が停止されています。

※2 復興特別所得税は、2013 年から 2037 年までの各年分に適用されます。

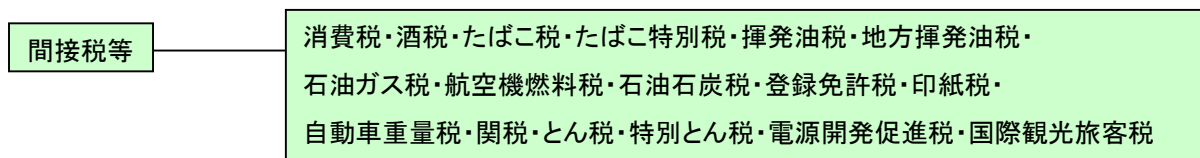
※3 地方法人税は、2014 年 10 月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

※4 地方法人特別税は、2008 年 10 月1日から 2019 年9月 30 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

なお、申告・納税などの事務は、法人の県民税・事業税と一緒に県で行います。

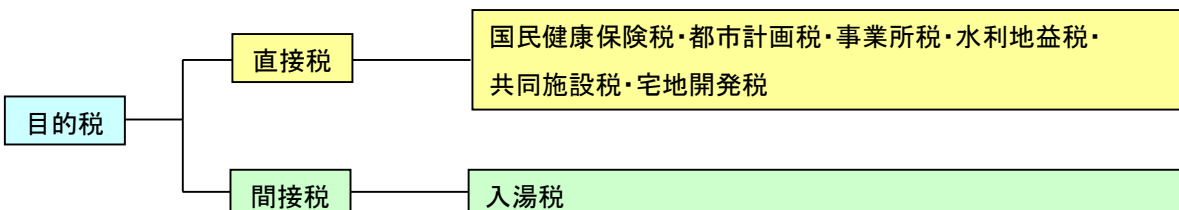
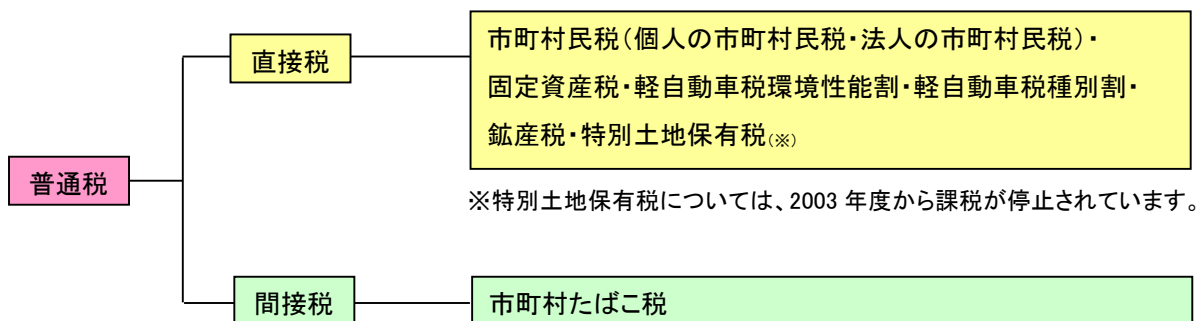
※5 特別法人事業税は、2019 年 10 月1日以後に開始する事業年度に適用されます。なお、申告・納税などの事務は、法人の県民税・事業税と一緒に県で行います。

※6 防衛特別法人税は、2026 年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



市町村税

※法定外税としてこれら以外の税を設けている市町村もあります。



個人県民税

個人県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民の皆さんに負担していただくためのもので、一定の金額で課税される均等割と所得に応じて課税される所得割があります。

また、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、「あいち森と緑づくり税」を導入しています。

納める人

その年の1月1日現在で

- 県内に住所がある人 均等割と所得割
- 県内に事務所・事業所・家屋敷がある人で、その市町村に住所がない人 均等割

納める額

- 均等割 年 1,500 円(あいち森と緑づくり税 500 円を含みます。)
 - 上記に加え、令和6(2024)年度からは、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境税(国税)1,000 円が併せて賦課徴収されます。
- 所得割＝課税所得金額×4%(※)－税額控除額

※名古屋市に住所がある方の税率は2%です。

 - 課税所得金額は、前年の所得金額から所得控除額(次ページ参照)を控除した額です。
 - 退職所得、土地・建物等の譲渡所得等については、個別に定められた方法で税額を計算します。
 - 税額控除の主なものには、調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除があります。

個人県民税と個人市町村民税の所得割の税率について

- ・名古屋市に住所がある方
県民税:2% 市民税:8%
- ・名古屋市以外に住所がある方
県民税:4% 市町村民税:6%

所得の種類	所得の内容
利子所得	預貯金などの利子
配当所得	株式などの配当
不動産所得	土地や建物等の貸付けによる所得
事業所得	商工業や農業などの事業による所得
給与所得	給料やボーナスなど
退職所得	退職金や一時恩給など
山林所得	山林の伐採や譲渡による所得
譲渡所得	土地などの財産を売った場合の所得
一時所得	クイズの賞金をもらった場合などの所得
雑所得	公的年金やその他の所得

所得控除額

所得控除項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損害金額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等×5/100又は10万円のいずれか少ない方の金額) (控除限度額 200 万円)
医療費控除の特例	(特定一般用医薬品等の購入額－保険金等により補てんされる金額)－12,000 円 (控除限度額 88,000 円) *1 平成 29(2017)年 1 月 1 日から令和 8(2026)年 12 月 31 日までに購入したものに限りです。 *2 納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている必要があります。 *3 医療費控除の特例を適用する場合、医療費控除は適用できません。
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	次の①から③までの合計額(控除限度額 70,000 円) ①平成 24(2012)年から締結した生命保険、介護医療保険、個人年金保険の場合 それぞれにつき支払った保険料が ア 12,000 円以下の場合 全 額 イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合 支払った保険料×1/2+ 6,000 円 ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合 支払った保険料×1/4+14,000 円 エ 56,000 円を超える場合 28,000 円 ②平成 23(2011)年末までに締結した生命保険、個人年金保険の場合 それぞれにつき支払った保険料が ア 15,000 円以下の場合 全 額 イ 15,000 円を超え 40,000 円以下の場合 支払った保険料×1/2+ 7,500 円 ウ 40,000 円を超え 70,000 円以下の場合 支払った保険料×1/4+17,500 円 エ 70,000 円を超える場合 35,000 円 ③生命保険、個人年金保険それぞれについて、①と②の両方がある場合 ①と②の合計額(限度額 28,000 円)と②で計算した金額のいずれか大きい方の金額
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険契約に係るものの場合 ア 50,000 円以下の場合 支払った保険料×1/2 イ 50,000 円を超える場合 25,000 円 ②支払った保険料が平成 18(2006)年末までに締結した長期損害保険契約 (保険期間 10 年以上で、満期返戻金があるもの)に係るものの場合 ア 5,000 円以下の場合 全 額 イ 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合 支払った保険料×1/2+ 2,500 円 ウ 15,000 円を超える場合 10,000 円 ③地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方がある場合 ①と②の合計額(控除限度額 25,000 円)
障害者控除	26 万円(特別障害者は 30 万円、同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は 53 万円)
寡婦控除	26 万円(ひとり親に該当する方を除きます。また、その他一定の要件があります。)
ひとり親控除	30 万円
勤労学生控除	26 万円
配偶者控除	一般 最大 33 万円、70 歳以上 最大 38 万円(合計所得金額に応じて減額されます。)
配偶者特別控除	最大 33 万円(居住者及び配偶者の所得に応じて減額されます。配偶者控除を受ける場合は 0 円となります。)
扶養控除	控除対象扶養親族 1 人につき、次に掲げる金額 控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢が 16 歳以上の人)..... 33 万円 特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人)..... 45 万円 老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち年齢が 70 歳以上の人)(同居老親等)..... 45 万円 老人扶養親族(") (上記以外)..... 38 万円
基礎控除	最大 43 万円

調整控除

調整控除とは、平成 19(2007)年度の所得税から住民税の税源移譲に伴い所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため設けられた制度です。

合計課税所得金額の区分	調整控除額
その納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円以下である場合	次のうちいずれか少ない金額の5%(※1)相当額 ① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額(※2)
その納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超え、2,500 万円以下の場合	①から②を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(※1) ① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額(※2)から 200 万円を控除した額
その納税義務者の合計課税所得金額が 2,500 万円を超える場合	調整控除の適用はありません。

税額控除

各種の控除(所得控除を行った後の課税所得の額に、税率を乗じていったん計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除))があります。

寄附金 税額控除	地方公共団体や一定の団体等に寄附した金額がある場合は、個人住民税(所得割額)から控除することができます。 具体的な控除額は次のとおりです。 ① 地方公共団体(都道府県・市町村)に対する寄附(ふるさと納税) 都道府県・市町村に対する寄附金については、寄附金が 2,000 円を超える場合、その超える部分について、個人住民税所得割額のおおむね2割を限度として、所得税と合わせて全額が控除されます。 控除額: 次の a と b の合計額 a.(地方公共団体に対する寄附金額－2,000 円) × 10%(※1) b.(地方公共団体に対する寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率(復興特別所得税の率を含みます。)(0%～45.945%)) (ただし、個人住民税所得割額のおおむね2割を限度)(※3) ふるさと納税について「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されると、寄附金が 2,000 円を超える場合、その超える部分について、個人住民税所得割額のおおむね2割を限度として、個人住民税から全額が控除されます。 ② 住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附 (寄附金額－2,000 円) × 10%(※1) ③ 条例により指定した控除対象寄附金 所得税の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金が寄附金控除の対象となります。 (寄附金額－2,000 円) × 10%(※1)
配当控除	株式の配当などの配当所得がある場合は、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額 控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課せられた場合は、一定の方法により計算された金額が控除されます。
住宅借入 金等特別 税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除が適用される方(平成 21(2009)年1月1日から令和7(2025)年12月31日までに入居された方)で、所得税において控除しきれなかった金額がある方は、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額が住民税(所得割)から控除されます。 ただし、一定の要件のもと、次の金額を上限とします。 ① 平成 21(2009)年1月1日から平成 26(2014)年3月31日までに入居の場合 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%(※1)を乗じて得た金額と 97,500 円のいずれか小さい金額 ② 平成 26(2014)年4月1日からの令和3(2021)年12月31日までに入居の場合 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%(※1)を乗じて得た金額と 136,500 円のいずれか小さい金額 ③ 令和4(2022)年1月1日から令和7(2025)年12月31日までに入居の場合 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%(※1)を乗じて得た金額と 97,500 円のいずれか小さい金額

※1 このうちの県民税と市町村民税の割合は次のとおりです。

県民税 2/5 (名古屋市は 1/5)

市町村民税 3/5 (名古屋市は 4/5)

※2 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※3 令和元(2019)年6月1日以降の寄附分については、寄附先の地方公共団体が総務大臣から特例控除団体として指定を受けている必要があります。

非課税 次のいずれかに該当する場合には課税されません。

所得割と均等割が非課税	●生活保護法による生活扶助を受けている人 ●障害者・未成年者・ひとり親・寡婦(ひとり親を除きます。)で前年中の合計所得金額が 135 万円以下の人
均等割が非課税	●前年中の合計所得金額が市町村の条例で定められる金額以下の人
所得割が非課税	●前年中の総所得金額等が次の算式で計算した額以下の人 - 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合 35 万円 + 10 万円 - 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の数} + 1) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$

申告と納税 申告、納税などの事務は、個人の市町村民税と一緒に市町村で行います。

申告	所得税の確定申告期限までにその年の1月1日現在の住所所在地の市町村に個人の市町村民税・県民税申告書を提出することになっています。 なお、給与所得のみの人、公的年金に係る所得のみの人又は所得税の確定申告をした人は、提出する必要はありませんが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。 また、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除、自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。	
納税	給与所得の人(特別徴収)	給与支払者(勤務先)が、6月から翌年の5月までの 12 回に分けて毎月の給与から税額を差し引きとりまとめて納めます。
	公的年金受給者で 65 歳以上(4月1日現在)の人(特別徴収)	年金支払者が、4月から翌年の2月までの年6回の年金支給の都度、税額を差し引きとりまとめて納めます。
	その他の人(普通徴収)	市町村から送付される納税通知書(納付書(納期は6月、8月、10月、翌年の1月の計4回))で納めます。

県民税の利子割

県民税の利子割は、預貯金の利子等の支払いの際に課税されるもので、所得税等(国税)と併せて利子等の支払いをする金融機関などを通じて納めます。

納める人

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人

- 預貯金の利子のほかにも次のような金融(類似)商品の利子等が課税の対象になります。

公社債、合同運用信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、定期積金、掛金、抵当証券、金貯蓄(投資)口座、外貨建預貯金、一時払養老保険、一時払損害保険、懸賞金付預貯金等の懸賞金など

なお、特定公社債(注)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権の利子等については、配当割の課税対象となります。

(注)「特定公社債」とは、国債、地方債、公募公社債、上場公社債、平成 27(2015)年 12 月 31 日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債のことをいいます。

納める額

税額＝利子等の額×5% (ほかに所得税等(国税)15.315%が課税されます。)

非課税

種類	非課税限度額	対象者
少額預金非課税制度(マル優)	350 万円	遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など
財産形成住宅貯蓄非課税制度	合わせて 550 万円	55 歳未満の勤労者
財産形成年金貯蓄非課税制度		

※ 上記の非課税扱いを受けるためには手続が必要となりますので、金融機関等にご相談ください。

申告と納税

金融機関等が利子等から税額を差し引き、毎月分をまとめて翌月 10 日までに申告し、納税することになっています。

市町村への交付

利子割額に相当する金額の 59.4%は、利子割交付金として県内の市町村に交付されます。

県民税の配当割

県民税の配当割は、支払いを受ける一定の上場株式等の配当等について課税されるもので、所得税等(国税)と併せて配当等の支払いをする者又は支払いの取扱者(証券会社、銀行等)を通じて納めます。

納める人

県内に住所があり、株式会社等から上場株式の配当等の支払いを受ける個人

○ 配当等とは、一定の上場株式等の配当等のほかにも次のようなものが課税の対象になります。

投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子、特定口座外の割引債の償還金

納める額

税額＝配当等の額×5%（ほかに所得税等(国税)15.315%が課税されます。）

※ 配当所得については、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称:NISA)により、一定の所得については非課税となる税制優遇措置があります。

なお、令和5(2023)年12月31日をもって終了した旧制度「非課税上場株式等に係る非課税措置」(通称:一般 NISA)、「非課税累積投資契約に係る非課税措置」(通称:積立 NISA)及び「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称:ジュニア NISA)についても、一定期間は非課税となる税制優遇措置があります。

非課税

種類	非課税限度額	対象者
少額公債非課税制度(特別マル優)	350万円	遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など

※ 上記の非課税扱いを受けるためには手続が必要となりますので、証券会社等にご相談ください。

申告と納税

配当等の支払いをする者が配当等から税額を差し引き、毎月分をまとめて翌月10日までに申告し、納税することになっています。

なお、源泉徴収選択口座に受け入れた配当等は、上場株式等の譲渡損失と損益通算して支払いの取扱者が徴収し、翌年の1月10日までに申告し、納税することになっています。

市町村への交付

配当割額に相当する金額の59.4%は、配当割交付金として県内の市町村に交付されます。

県民税の株式等譲渡所得割

県民税の株式等譲渡所得割は、支払いを受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の金額に対して課税されるもので、所得税等(国税)と併せて金融商品取引業者などを通じて納めます。

納める人

県内に住所があり、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払いを受ける個人

納める額

税額＝株式等譲渡所得の額×5% (ほかに所得税等(国税)15.315%が課税されます。)

※ 株式等譲渡所得については、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称:NISA)により、一定の所得については非課税となる税制優遇措置があります。

なお、令和5(2023)年12月31日をもって終了した旧制度「非課税上場株式等に係る非課税措置」(通称:一般NISA)、「非課税累積投資契約に係る非課税措置」(通称:積立NISA)及び「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(通称:ジュニアNISA)についても、一定期間は非課税となる税制優遇措置があります。

申告と納税

金融商品取引業者などが、1年分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納税することになっています。

市町村への交付

株式等譲渡所得割額に相当する金額の59.4%は、株式等譲渡所得割交付金として県内の市町村に交付されます。

個人事業税

個人事業税は、個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業に対してかかる税金です。

納める人

県内に事務所又は事業所（事務所又は事業所を設けていない場合には住所等）を設けて、次の事業を行っている個人

第一種事業

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
電気供給業	土石採取業	電気通信事業※1	運送業	運送取扱業	船舶定係場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	出版業	写真業
席貸業	旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業※2	演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業	※1:放送事業を含む。 ※2:温泉・むし風呂等				

不動産貸付業及び駐車場業と認定される主な基準は次のとおりです。

なお、共有不動産の貸付けをしている場合は、共有者の持分にかかわらず、共有不動産全体により認定されます。

不動産貸付業(空室、空家などを含まます。)			
建物の貸付			土地の貸付
住宅	① アパートなど	10 室以上	⑤ 貸付契約件数が 10 件以上 ただし、10 件未満でも、住宅用土地 の貸付総面積が 2,000 ㎡以上の場 合には事業と認定されます。
	② 一戸建住宅	10 棟以上	
住宅	③ 一戸建以外	10 室以上	
以外	④ 一戸建	5 棟以上	
ただし、建物の延床面積が 850 ㎡以上でかつ建物の貸付けの賃貸料収入金額が年 1,000 万円を超えると算定される場合や、劇場、映画館、ゴルフ練習場等の競技、遊戯、娯楽、集会等のための基本的施設を施した不動産を貸付けている場合にも事業と認定されます。			
上記①～⑤のいずれの基準にも満たない場合…①～⑤の総合計が 10 以上			
駐車場業(空駐車場を含まます。)			
建築物・機械式である駐車場(立体式、地下式、ガレージなど)		収容台数を問わず駐車場業と認定されます。	
建築物・機械式でない駐車場(青空駐車場)		収容台数が 10 台以上又は駐車面積(通路を含みます。)が 240 ㎡以上	
上記以外の場合でも、有料駐車場(コインパーキングなど)又は寄託契約による自動車の保管等については、駐車場業として認定されます。			

第二種事業

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

※ 家族などの自家労力を主としているとき（同居の家族又は親族の年間労働延日数が全体の 1/2 を超えるとき）には事業税はかかりません。

第三種事業

医業	歯科医業	薬剤師業	あん摩・マッサージ又は指 圧・はり・きゅう・柔道整復そ の他の医業に類する事業
獣医業	装蹄師業	弁護士業	
司法書士業	行政書士業	公証人業	
弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業

税額の算出方法

$$(\text{事業所得金額} \text{①} - \text{各種損失の控除額} \text{②} - \text{事業主控除額} \text{③}) \times \text{税率} \text{④} = \text{税額}$$

① 事業所得金額

前年中(1月1日から12月31日まで)の事業から生じた所得をいいます。

年途中で事業を廃止したときは、前年中の事業所得と、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業所得が課税の対象となります。

$$\text{事業の総収入金額} - \text{必要経費} = \text{事業所得金額}$$

計算方法は、原則として所得税法の事業所得又は不動産所得の計算方法と同じです。

事業の総収入金額	前年中の収入金額の全てをいいます。	
必要経費	①売上原価や販売費、一般管理費その他事業所得を得るための業務に要した費用をいいます。 (仕入品の原価、土地・家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費や賃借料、事業用固定資産の減価償却費、事業を行うために必要な租税公課・給料・水道光熱費・広告宣伝費など)	
	②生計を一にする配偶者や15歳以上の親族がもつばら事業に従事しているときは、次の金額が必要経費になります。	
	・青色事業専従者給与額(青色申告者) (事業期間の1/2を超えて事業に従事した人に限ります。) ・事業専従者控除額(白色申告者) (年間を通じ、6か月を超えて事業に従事した人に限ります。)	事業専従者に支払った給与額 事業専従者1人につき、次のいずれか低い金額 ア 50万円(配偶者の場合は86万円) イ <u>事業専従者控除前の事業所得金額</u> 事業専従者+1

所得税の確定申告で、事業所得又は不動産所得から青色申告特別控除額を控除しているときでも事業税には青色申告特別控除の制度がないため、この控除額を差し引くことはできません。

医療などを行う人の所得計算の特例	医療、歯科医療、薬剤師業、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医療に類する事業を行う人については、事業所得の計算上、社会保険診療収入及びこの診療に要した経費は、事業の総収入金額及び必要経費には含まれません。
非課税となる事業所得	林業、鉱物の掘採事業の所得には、事業税がかかりません。

② 各種損失の控除額

損失の繰越控除 (青色申告者)	令和6年分所得の場合、令和3年以降生じた事業所得の損失で、令和5年までの所得から差し引かれなかった金額を控除することができます。※
被災事業用資産の損失の繰越控除	令和6年分所得の場合、令和3年以降生じた震災、風水害、火災などの災害により事業用資産(商品、製品、半製品、仕掛品、原材料など)に損害を受け、令和5年までの所得から差し引かれなかった金額を控除することができます。※
事業用資産の譲渡損失控除・譲渡損失の繰越控除	①事業用資産(機械、車両、工具、備品など(土地、構築物、建物、無形固定資産を除きます。))を譲渡したために生じた損失額を控除することができます。 ②青色申告については、令和6年分所得の場合、令和3年以降生じた譲渡損失で、令和5年までの所得から差し引かれなかった金額を控除することができます。

※ 令和5(2023)年4月1日以降に発生した特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害)により一定の損失が生じた場合は、繰越期間が5年に延長される措置があります。

3 事業主控除額

1年を通じて事業を行った人は、事業所得金額から290万円が控除されます。
ただし、1年に満たないときの控除額は月割となります。(1か月に満たない端数は1か月とします。)

4 税率

第一種事業	5%	〔 あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業、装蹄師業の税率は、3%です。 〕
第二種事業	4%	
第三種事業	5%	

減免

震災、風水害、火災などの災害により被害を受けたときは、申請により、災害の発生した日以降に納期限が到来する事業税について減免が受けられる場合があります。

- 1 災害により事業用資産に損害を受けた金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます。)がその資産の価格の1/2以上の場合

事業主控除前の事業所得金額	減免額
年 500 万円以下のとき	税額の全部
年 750 万円以下のとき	税額の 1/2
年 1,000 万円以下のとき	税額の 1/4

- 2 1のほか、住宅や家財について損害を受けた金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます。)が甚大で、所得金額が500万円以下の場合には、税額の1/2の範囲内で減免

事業を開始又は廃止したとき

事業を開始し、又は廃止したときは、その日から1か月以内に管轄の県税事務所へ開業(廃業)報告書を提出してください。
なお、納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4か月以内に廃業報告書を提出してください。

申告

- 1 通常毎年**3月15日まで**に前年中の事業所得について申告します。
- 2 所得税の確定申告書を提出した人や県・市町村民税の申告書を提出した人は、あらためて個人事業税の申告書を提出する必要はありません。
この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、あるいは、県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄に該当する事項を必ず記載してください。
また、所得税の確定申告書、あるいは、県・市町村民税の申告書の「青色申告特別控除額」欄に青色申告特別控除額を必ず記載してください。
- 3 年途中で事業を廃止した人は、廃止した日から1か月以内に個人事業税の申告をしてください。
この場合には、事業を廃止した年の1月1日から事業廃止の日までの事業所得について申告をしてください。
- 4 納税義務者の死亡により事業を廃止したときは、相続人は廃止した日から4か月以内に個人事業税の申告をしてください。
なお、この期間内に所得税の確定申告書を提出した人は、個人事業税の申告をする必要はありません。
- 5 申告書の提出がないとき又は、2の所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄に記入がないときは、各種控除が受けられない場合があります。

納税

愛知県から送付される納税通知書(納付書)により、原則として8月と11月の2回に分けて納めてください。

納期限	第1期	8月31日 (ただし、土・日・休日の場合は翌平日)	年税額が10,000円以下のときは第1期のみとなります。
	第2期	11月30日 (ただし、土・日・休日の場合は翌平日)	

なお、これと異なる納期限で納税通知書を送付する場合は、その送付する納税通知書の定める納期限によります。
また、年途中で事業を廃止したり、所得税の修正申告、更正・決定が行われた場合には、別に納期限を定めます。

法人県民税

法人県民税は、個人県民税と同じように県の仕事に必要な経費を広く法人の方にも負担していただくという趣旨から課される税金です。

県内に事務所や事業所などがある法人に課税され、「均等割」と「法人税割」からなっています。

納める人

法人等の区分		均等割	法人税割
法人	県内に事務所・事業所がある場合	○	○
	県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所などがある場合	○	
公共法人（※1）	県内に事務所・事業所がある場合	○	
公益法人等 人格のない社団等（※2）	県内に事務所・事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○
公益法人等（※1）	県内に事務所・事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っていない場合、県内に寮などのみがある場合	○	
法人課税信託の引受けを行っている個人	県内に事務所・事業所がある場合		○

※1 公共法人、公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。

※2 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理者の定めのあるものをいいます。

納める額

法人等の区分（※1）	均 等 割 （※2、※3）	法人税割
		R1.10.1 開始事業年度～
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 840,000 円 (800,000 円)	法人税額 × 1.8% (1.0%) (1.0%) の標準税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人に適用されます。
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 567,000 円 (540,000 円)	
資本金等の額が1億円を超え 10 億円以下の法人	年額 136,500 円 (130,000 円)	
資本金等の額が 1,000 万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500 円 (50,000 円)	
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	年額 21,000 円 (20,000 円)	
公共法人、公益法人等及び人格のない社団等		

※1 「資本金等の額」とは、地方税法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 に定める額をいいます。平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じるとともに、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合には、当該合算額を均等割の税率区分の基準とします。

※2 事務所・事業所を有していた期間が 1 年に満たない場合の均等割額は、月割計算した金額になります。

※3 均等割額は、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額（ Δ 内の額）の 5% 相当額が加算されています。（平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

法人県民税の分割基準について

2 以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人県民税の課税標準の総額を従業者数に基づいて関係都道府県に按分し、申告納付することとされています。

◎参考 法人の種類による法人税【国税】・法人県民税・法人市町村民税【市町村税】の課税関係

【令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度における税率です。】

法人等の区分		法人税(税率) 【課税標準:所得金額】			法人県民税		法人市町村民税	
					均等割	法人税割 (税率)(※1) 【課税標準: 法人税額】	均等割 (※2)	法人税割 (税率)(※3) 【課税標準: 法人税額】
公共法人 (法人税法 別表第一)	地方公共団体等	非課税			非課税	非課税	非課税	非課税
	上記以外の 公共法人	非課税			課税	非課税	課税	非課税
公益法人等 (法人税法 別表第二) (※4)	日本赤十字社 社会福祉法人 宗教法人等	収益 事業	行わない	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
			行う	19% (15%)(※5、6)	課税	1.0%	課税	6.0%
	上記以外の 公益法人等	収益 事業	行わない	非課税	課税(※7)	非課税	課税(※8)	非課税
			行う	19% (15%)(※5、6)	課税	1.0%	課税	6.0%
協同組合等(法人税法別表第三)		19% (15%)(※5、6)			課税	1.0%	課税	6.0%
人格のない社団等		収益 事業	行わない	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
			行う	普通法人(その他 の法人)に同じ	課税	1.0%	課税	6.0%
普通法人	資本金1億円超の 法人等	23.2%			課税	1.8%	課税	6.0%
	その他の法人	所得 800 万円 以下の部分		15%(※6) (19%)(※9)	課税	1.0%	課税	6.0%
		所得 800 万円 超の部分		23.2%				

※1 法人県民税の法人税割については、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合、法人税額が年 1,500 万円を超える場合又は保険業法に規定する相互会社である場合は 1.8%の超過課税となります。

※2 法人市町村民税の均等割については、資本金等の額や従業者の数により5～300 万円(9段階)に区分されています。

※3 法人市町村民税の法人税割は標準税率で表示しています。

※4 非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人については、法人税の税率は 23.2%(所得 800 万円以下の部分は 15%)となります。認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合も同様です。

※5 ()内の税率は、所得 800 万円以下の部分に対する税率です。

※6 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度については、税率が 17%となります。

※7 公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体及び特定非営利活動法人については、申請により減免が受けられます。

※8 市町村によっては、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体等について、申請により減免が受けられる場合があります。

※9 ()内の税率は、適用除外事業者(事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等又はグループ通算法人)に該当する場合に適用される税率です。

申告と納税

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (原則、法人税の中間 申告の義務のある法人)	予定申告	前事業年度の法人税割額×中間期間 の月数(※1)÷前事業年度の月数+均 等割額(※2)	事業年度開始の日以後6月を経過した 日から2か月以内
	仮決算に基づく 中間申告	仮決算による法人税額×税率+均等割 額(※2)	
確定申告		(法人税額×税率+均等割額) －中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (法人税において申告期限の延長が されている場合は、延長された期限)
均等割申告(公共法人、公益法人等で均 等割のみを課される法人)		均等割額	4月30日

※1 原則、事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数になります。

※2 均等割額は、中間申告の算定期間中に事務所・事業所が存在した月数分になります。

法人事業税

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所・事業所所在の都道府県により、その事業を行う法人に課される税金です。

納める人

- ①県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人
- ②法人でない社団や財団で、代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行っているもの

納める額

- 1 所得金額課税法人 $\text{所得金額} \times \text{税率} = \text{税額}$
- 2 収入金額課税法人
 - (1)電気供給業((2)記載の事業を除く。)・導管ガス供給業、保険業を行う法人: $\text{収入金額} \times \text{税率} = \text{税額}$
 - (2)電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)を行う法人
 - ①外形標準課税対象法人以外の法人: $\text{収入金額} \times \text{税率} + \text{所得金額} \times \text{税率} = \text{税額}$
 - ②外形標準課税対象法人: $\text{収入金額} \times \text{税率} + \text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} = \text{税額}$
 - (3)特定ガス供給業を行う法人: $\text{収入金額} \times \text{税率} + \text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} = \text{税額}$
- 3 外形標準課税対象法人 $\text{所得金額} \times \text{税率} + \text{付加価値額} \times \text{税率} + \text{資本金等の額} \times \text{税率} = \text{税額}$

区分	法人の種類	適用区分（※4）		税率（ ）内は標準税率			（ ）内の標準税率 が適用される法人	
				R1.10.1～ R2.3.31 開始 事業年度	R2.4.1～ R4.3.31 開始 事業年度	R4.4.1～ 開始 事業年度		
所得金額課税法人	普通法人 （公益法人等・人格のない社団等を含みます）	所得割	年 400 万円以下の所得金額	3.65%(3.5%)			資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得 5,000 万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等）にあっては年所得 5,000 万円以下のもの）	
			年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	5.519%(5.3%)				
			年 800 万円を超える所得金額	7.288%(7.0%)				
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人					
	特別法人 （※1） （協同組合・医療法人など）	所得割	年 400 万円以下の所得金額	3.65%(3.5%)			年所得 5,000 万円以下の法人	
			年 400 万円を超える所得金額	5.098%(4.9%)				
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人								
収入金額課税法人	電気供給業（下欄の事業を除く。）・導管ガス供給業、保険業を行う法人（※2）	収入割	収入金額		1.039%(1.0%)		資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人		収入金額		1.039 (1.0%)	0.789%(0.75%)		
			所得割		—	1.85%		—
			付加価値割		—	0.37%		—
			資本割		—	0.15%		—
	特定ガス供給業を行う法人（※2）	収入割	収入割		1.039%(1.0%)		0.519% (0.48%)	— (※5)
			付加価値割		—	—	0.77%	—
			資本割		—	—	0.32%	—
	外形標準課税対象法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（※3）	所得割	年 400 万円以下の所得金額	0.514%(0.4%)			1.216% (1.0%)
年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額				0.865%(0.7%)				
年 800 万円を超える所得金額				1.216%(1.0%)				
3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人								
付加価値割			1.2144%(1.2%)					
資本割			0.506%(0.5%)					

※1 「特別法人」とは、地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項に規定する法人（協同組合、医療法人など）をいいます。

※2 令和 4 年度税制改正により、ガス供給業の課税方法が変更となりました。

※3 「所得金額課税法人」（公益法人等、特別法人、一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。）のうち、原則、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人が対象になります。

下線部について、令和 6 年度税制改正により外形標準課税の適用対象法人の見直しがありました。具体的な内容については、次ページ及び愛知県税務課のホームページをご覧ください。



※4 所得金額とは、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額をいい、地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例によって算定します。

また、事業年度が 1 年に満たない法人については、「適用区分」欄中「400 万円」又は「800 万円」とあるのは、「400 万円（又は 800 万円）×事業年度の月数／12」と読み替えます。

※5 特定ガス供給業について、（ ）内の標準税率は、特別法人事業税の計算に用います。

◎外形標準課税の概要

外形標準課税対象法人の法人事業税は、所得割（収入割）、付加価値割、資本割で構成されています。

① 所得割額＝所得金額×税率（前表を参照） 又は 収入割額＝収入金額×税率（前表を参照）

② 付加価値割額＝付加価値額×税率（前表を参照）

付加価値額＝収益配分額（報酬給与額(a)＋純支払利子(b)＋純支払賃借料(c)）±単年度損益(d)

(a) 給与、賞与、手当、退職金等の合計額

(b) 支払利子から受取利子を引いた額

(c) 土地・建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額

(d) 繰越欠損金控除前の法人事業税の所得

③ 資本割額＝資本金等の額×税率（前表を参照）

資本金等の額＝地方税法第 72 条の 21 第 1 項に定める額

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合、当該合算額を資本割の課税標準とします。

法人事業税の分割基準について

2 以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人事業税の課税標準の総額を従業者数等の分割基準に基づいて関係都道府県に按分し、申告納付することとされています。

事業		分割基準
下記以外の事業		①課税標準の 1／2：事務所・事業所の数 、 ②課税標準の 1／2：従業者数
製造業		従業者数（資本金 1 億円以上の法人は工場の従業者数を 1.5 倍とする。）
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所・事業所の固定資産の価額
電気供給業	小売電気事業等	①課税標準の 1／2：事務所・事業所の数 、 ②課税標準の 1／2：従業者数
	一般送配電事業	①課税標準の 3／4：電線路の電力の容量
	送電事業、配電事業	②課税標準の 1／4：事務所・事業所の固定資産の価額
	特定送配電事業	（①の該当がない場合は課税標準の総額を②で按分します。）
給電業	発電事業等	①課税標準の 3／4：事務所・事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額
	特定卸供給事業	②課税標準の 1／4：事務所・事業所の固定資産の価額 （①の該当がない場合は課税標準の総額を②で按分します。）

◎外形標準課税の見直しについて

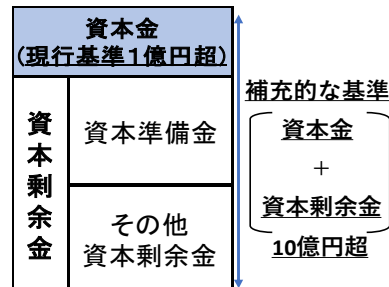
令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税における対象法人が見直されました。

具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、次に該当する法人が対象となります。

減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・当該事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。



＜経過措置＞令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度に外形標準課税の対象であった法人であるもの。
- ・最初事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの。
- ・最初事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円を超えているもの。

＜経過措置の対象外＞以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象となりません。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度において、外形標準課税の対象であるもの。
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した各事業年度において、外形標準課税の対象外であるもの。
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）において、資本金が1億円以下であるもの。

【適用例】決算日3月31日で事業年度末日の払込資本の額がいずれも10億円を超えている場合

	令和5年3月期 （公布日を含む事業年度の 前事業年度）		公布日の前日 （令和6年3月29日）		令和6年3月期 （公布日を含む事業年度）		令和7年3月期		令和8年3月期 （最初事業年度）	
	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定
事例1	1億円超	外形	1億円超	事業年度末 でないため 判定せず	1億円超	外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例2	1億円超	外形	1億円超		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	外形
事例3	1億円超	外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形
事例4	1億円以下	非外形	1億円以下		1億円以下	非外形	1億円以下	非外形	1億円以下	非外形

※各事業年度に記載のある「1億円超」、「1億円以下」は各事業年度末における資本金の額又は出資金の額を示しています。

上記の減資への対応の他に、令和8年4月1日以後に開始する事業年度からは100%子法人等への対応が適用されます。具体的な内容については、愛知県税務課のホームページをご覧ください。

法人事業税の中間申告義務判定について（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

◎特別法人事業税【国税】

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、法人事業税の税率が引き下げられるとともに、新たに特別法人事業税(国税)が創設され、各都道府県が賦課徴収した収入額を国が人口に応じて、各都道府県に譲与しています。

納める額

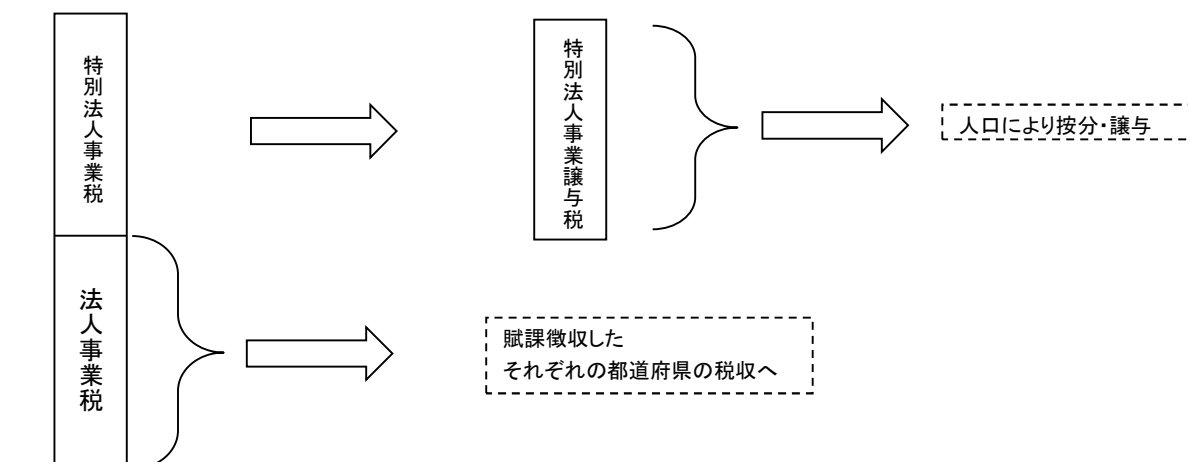
課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額となり、法人事業税と併せて都道府県に申告・納付します。

$$\text{税額} = \text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額}^{(*)} \times \text{税率}$$

(※)基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

区 分		税 率		
		R1.10.1～R2.3.31 開始事業年度	R2.4.1～R4.3.31 開始事業年度	R4.4.1～ 開始事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260%		
	所得割額により法人事業税を課される特別法人	34.5%		
	所得割額により法人事業税を課される法人(上記の法人を除きます。)	37%		
基準法人 収入割額	収入金額課税法人(下記の事業を行う法人を除きます。)	30%	30%	30%
	収入金額課税法人(特定ガス供給業。)			62.5%
	収入金額課税法人(電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業。)		40%	

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税のイメージ



申告と納税

特別法人事業税(国税)の申告と納税は法人事業税と併せて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える特別法人以外の法人)(※1)	予定申告	前事業年度の税額÷前事業年度の月数×中間期間の月数	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告(※2)	仮決算による課税標準額×税率	
確定申告		確定した決算に基づく課税標準額×税率－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内(※3)

※1 収入金額課税法人と前事業年度において外形標準課税対象法人は、()内の要件に関係なく中間申告が必要です。

また、通算子法人の場合は、通算親法人の事業年度が6月を超える場合となります。

※2 仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。

※3 会計監査人の監査を受けなければならないため決算が確定しない場合などは、主たる事務所・事業所所在地の都道府県の承認を受け、期限を延長することができます。

県民税・法人事業税の超過課税

愛知県では、県内各企業のご理解とご協力のもとに、1975 年から法人県民税（法人税割）について、1977 年から法人事業税について、標準税率を超えて課税する超過課税を実施しており、県政の重点施策であり、緊急度の高い教育・文化、社会福祉施設の整備等の推進及び防災事業の推進に要する経費の財源として活用しています。

また、2009 年度から、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために、県民税の均等割としてあいち森と緑づくり税を導入し、その税収により、森林、里山林及び都市の緑を適正に整備保全等しています。

活用事業

法人県民税：教育・文化施設、社会福祉施設、勤労者福祉施設、中小企業対策施設の整備維持に要する経費（法人税割）

中高一貫校
整備事業



活用事例

産業教育設備
整備事業



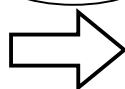
法人事業税：防災事業の推進を図るため治山、河川、ため池、砂防施設、排水施設及び海岸などの整備維持に要する経費

【施工前】

緊急急傾斜地
崩壊対策事業



活用事例



【施工後】



あいち森と緑づくり税（個人県民税（均等割）及び法人県民税（均等割））

森林（人工林）の整備、里山林の保全・活用、都市の緑化、環境活動・学習、都市部での木材利用の促進などに要する経費に活用

個人年額 500 円増、法人5%増

森林（人工林）の整備



都市の緑化



環境活動・学習



超過課税による税収

（単位：億円）

年 度	2021	2022	2023	2024	2025
法人県民税（法人税割）	212	309	284	465	285
うち超過課税	90	133	121	200	123
法人事業税	3,282	3,988	3,945	5,074	3,838
うち超過課税	145	193	185	284	188
個人県民税（均等割）及び法人県民税（均等割）	165	165	166	143	145
うち超過課税	24	24	24	24	25

（注）2023 年度までは決算額。2024 年度は最終予算額。2025 年度は当初予算額。

地方消費税

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に広く消費に負担を求める税金で、国内取引に課される譲渡割と輸入取引に課される貨物割があり、その2分の1は市町村に交付され、それぞれ貴重な財源として身近な行政にいかされています。

なお、平成26(2014)年4月1日の税制改正により、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税及び地方消費税の税率の引上げ及び使途の明確化が行われました。

また、令和3(2021)年4月1日から、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税及び地方消費税を含めた価格の表示をすることが義務付けられました。

納める人

譲渡割(国内取引)…国内において、商品やサービスの提供を行った事業者

(事業者とは、個人事業者(事業を行う個人)及び法人をいいます。)

貨物割(輸入取引)…外国貨物を保税地域から引き取る者

(事業者に限らず消費者である個人が輸入をする場合は、消費者も納税義務者となります。)

※ 地方消費税は、消費税と同様、事業者が販売する商品やサービスの価格に上乗せ(転嫁)されて、最終的には商品を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者の方に負担していただくことになります。

《保税地域》

関税法の規定により、財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所で、空港・港など輸入手続未了の外国貨物等を蔵置、加工、製造等をすることができる場所のことです。

納める額

税額 = 消費税額 × 22 / 78

消費税率が7.8%のため、価格等に対する実質的な地方消費税率は2.2%になり、地方消費税と消費税を合わせた税率は10%となります。

※ 例えば、11,000円(本体価格10,000円)の商品を購入した場合には、消費税780円と地方消費税220円の、合わせて1,000円を負担していただくことになります。

(計算方法) 10,000円 × 7.8% = 780円 ⇒ 消費税

780円 × 22 / 78 = 220円 ⇒ 地方消費税(価格に対する実質的税率2.2%)

非課税・免税取引

地方消費税は、消費税額を課税標準として用いているため、消費税を課税しないこととされている取引には課税されません。

《消費税の非課税・免税取引》

◎ 非課税取引

税の性格から課税対象とすることになじまないもの	・土地の譲渡、貸付け(一時的なものを除きます。)など ・有価証券、支払手段の譲渡など ・利子、保証料、保険料など ・特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡 ・商品券、プリペイドカードなどの譲渡 ・住民票、戸籍抄本等の行政手数料など ・外国為替など
社会政策的な配慮に基づくもの	・社会保険医療など ・介護保険サービス ・社会福祉事業など ・助産に係る費用など ・埋葬料、火葬料 ・一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど ・一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など ・教科用図書の譲渡 ・住宅の貸付け(一時的なものを除きます。)

◎ 免税取引…輸出取引

申告と納税

譲渡割…本来、商品やサービスの提供を行った事業者の方が住所又は本店所在の県に申告・納税していただくのが原則ですが、事業者の方の事務負担等に配慮して、当分の間、国の消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて国(税務署)に申告・納税していただくこととされています。

《消費税(譲渡割)の申告と納税》

◎ 確定申告

個人事業者は、翌年の3月末日までに申告・納税します。

法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納税します。

◎ 中間申告

直前の課税期間の年税額(地方消費税額を除く。)が48万円を超える事業者は、次のとおり申告・納税します。

なお、48万円以下の場合であっても、届出による任意の中間申告制度が設けられています。

直前の課税期間の年税額	中間申告・納税回数
48万円超 400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の2分の1)
400万円超 4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の4分の1ずつ)
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の12分の1ずつ)

貨物割…外国貨物を保税地域から引き取る者が、その引取りを行う時まで、保税地域所在の県に申告・納税していただくのが本来ですが、消費税と併せて国(税関)に申告・納税していただくこととされています。

※ 国に納付された地方消費税は、消費税の納税地及び保税地域等所在の都道府県へ払い込まれます。

納税事務の負担軽減措置等

事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

《措置の内容》

◎ 事業者免税点制度

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となります。

ただし、適格請求書発行事業者(いわゆるインボイス発行業者)は、基準期間における課税売上高にかかわらず、納税義務は免除されません。また、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合など一定の事由に該当する場合には、その課税期間について納税義務は免除されず課税事業者となります。詳しくは、次ページの相談先にお問い合わせください。

◎ 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

※ 「基準期間」とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

※ 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額(売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額の合計額を控除した残額)をいいます。

課税事業者の届出書の提出

新たに課税事業者となる場合には、課税事業者届出書の提出等必要な手続を行ってください。

なお、手続の詳細については最寄の税務署へお尋ねください。

都道府県間の清算

地方消費税は、商品やサービスの提供が行われた各流通段階で事業者課税する一方、前流通段階での税額を控除する仕組みをとることにより、税負担を最終消費者に求める税金です。

そこで、商品やサービスの最終的な消費地に、その消費の規模に応じた税収を帰属させるため、消費に関連する指標に基づき、都道府県間で清算を行います。

市町村への交付金

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1に相当する額を、県内の市町村に対して、人口及び従業者数により按分(平成26(2014)年4月1日からの税率引上げ分については人口により按分)して交付します。

消費税率及び地方消費税率の改正のお知らせ

令和元(2019)年10月1日から、消費税率は7.8%に、地方消費税率は2.2%(消費税額の22/78)に引き上げられるとともに軽減税率制度が導入されています。詳しくは次ページをご覧ください。

なお、平成26(2014)年4月1日以降の税率引上げによる増収分については、社会保障施策に要する経費に充てられます。

消費税・地方消費税の軽減税率制度等について

税率の引上げ

令和元(2019)年 10 月 1 日から、消費税率(消費税率+地方消費税率)は、次のように引上げられました。

令和元(2019)年 9月まで 8%	消費税	6.3 %	▶	令和元(2019)年 10 月から 10%	消費税	7.8 %
	地方消費税	1.7 %			地方消費税	2.2 %

軽減税率制度の実施

税率の引上げと同時に、軽減税率制度が導入されました。

「**酒類・外食を除く飲食料品**」、「定期購読契約が締結された**週2回以上発行される新聞**」には、軽減税率(8%)が適用されます。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。



軽減税率制度への対応

令和5年(2023)年 10 月 1 日から、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されました。仕入税控除を適用するためには、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存等が要件とされています。

なお、適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)が発行できます。

詳しくは、下記の相談先にお問い合わせください。

軽減税率制度・インボイス制度に関する相談先

軽減税率制度・インボイス制度等について、より詳しく知りたい方は、次の相談先にお問い合わせください。

相談内容 相談先等	軽減税率制度・インボイス制度に関するご相談
相談先	インボイス制度電話相談センター
電話番号	0120-205-553
受付時間	9時～17 時(土日祝日及び年末年始を除く)

不動産取得税

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得したときにかかる税金です。

納める者

不動産(土地・家屋)を取得した者

≪不動産の取得とは≫

家屋の新(増・改)築、土地や家屋の売買、贈与、交換、持分放棄などにより現実に不動産の所有権を取得することをいいます。したがって、等価交換のように経済的利益が発生しない場合や未登記の場合にも課税されます。

納める額

税額 = 不動産の価格(※) × 税率

※ 令和9年3月31日までに宅地評価土地(*)を取得した場合は、宅地評価土地(*)の価格×1/2となります。

* 「宅地評価土地」とは、宅地と宅地比準土地(市街化区域農地などの宅地以外の土地で、その土地と状況が類似する宅地の価格に比準して価格が決定される土地)をいいます。

不動産取得税の税率

取得時期		平成 20 年4月1日から 令和9年3月 31 日まで
取得対象	土地	3%
	家屋	
	住宅	3%
	住宅以外	4%

≪不動産の価格とは≫ * 「不動産の価格」は建築費や購入価格ではありません。

① 家屋の新(増・改)築など

固定資産評価基準により評価した新(増・改)築時の価格

② その他の不動産の取得

市町村の固定資産課税台帳の登録価格(取得前に増・改築や地目変更、その他特別の事情があった場合は固定資産評価基準により評価した価格)

申告

令和5年4月1日以降に取得(登記受付)した不動産について、登記をしていない場合には、不動産を取得した日から 60 日以内に「不動産取得税申告書」を不動産の所在地を管轄する県税事務所(58 ページ参照)へ提出してください。(郵送による申告も可能です。正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、過料を科することがあります。)

ただし、次ページ以降の軽減措置(控除・減額)又は徴収猶予の適用を受ける場合は、申告が必要です。

なお、「不動産取得税申告書」及び「不動産取得税減額等申請書」の用紙は、愛知県税務課のホームページからダウンロードできます。



非課税

相続により不動産を取得した場合や、学校法人、宗教法人などがその本来の事業等に用いる不動産を取得した場合は、課税されません。

免税点

取得した不動産の価格が次の金額未満の場合には、課税されません。

特別適用住宅を新築した場合のように、価格から一定の金額が控除されるときは、その控除後の金額で判定します。

取得対象		価格
土地		10 万円
家屋	新(増・改)築	23 万円
	その他	12 万円

住宅及び住宅用土地の取得に対する不動産取得税の軽減

一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合には、次のように不動産取得税が軽減されます。

※住宅用土地や住宅を取得したときの不動産取得税の軽減措置の適用可否は「不動産取得税軽減措置適用判定コーナー」で確認できますので、ご活用ください。



◎ 住宅の取得に対する控除

$$\text{税額} = (\text{住宅の価格} - \text{控除額}) \times 3\%$$

住宅の区分	控除の条件	控除額																	
特例適用住宅 ○住宅の新(増・改)築 ○新築未使用の建売住宅・分譲マンションなどの購入	次の条件に該当する住宅 床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下(※1) (戸建以外の貸家は 40 ㎡以上 240 ㎡以下)	1,200 万円 (価格が 1,200 万円未満である場合はその額) (認定長期優良住宅を新築又は購入した場合は、1,300 万円)(※2)																	
耐震基準適合 既存住宅	次の全ての条件に該当する住宅 ①床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下 ②取得者(個人)が自己の居住の用に供するもの ③昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築されたもの又は同日よりも前に新築されていた住宅で一定の基準に適合していることが証明されたもの(※3)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="8">新築年月日</td> <td>H 9.4.1～</td> <td>1,200 万円</td> </tr> <tr> <td>H 1.4.1～H 9.3.31</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>S60.7.1～H 1.3.31</td> <td>450 万円</td> </tr> <tr> <td>S56.7.1～S60.6.30</td> <td>420 万円</td> </tr> <tr> <td>S51.1.1～S56.6.30</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>S48.1.1～S50.12.31</td> <td>(※3) 230 万円</td> </tr> <tr> <td>S39.1.1～S47.12.31</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>S29.7.1～S38.12.31</td> <td>100 万円</td> </tr> </table>	新築年月日	H 9.4.1～	1,200 万円	H 1.4.1～H 9.3.31	1,000 万円	S60.7.1～H 1.3.31	450 万円	S56.7.1～S60.6.30	420 万円	S51.1.1～S56.6.30	350 万円	S48.1.1～S50.12.31	(※3) 230 万円	S39.1.1～S47.12.31	150 万円	S29.7.1～S38.12.31	100 万円
新築年月日	H 9.4.1～	1,200 万円																	
	H 1.4.1～H 9.3.31	1,000 万円																	
	S60.7.1～H 1.3.31	450 万円																	
	S56.7.1～S60.6.30	420 万円																	
	S51.1.1～S56.6.30	350 万円																	
	S48.1.1～S50.12.31	(※3) 230 万円																	
	S39.1.1～S47.12.31	150 万円																	
	S29.7.1～S38.12.31	100 万円																	

※1 増・改築をした場合は、増・改築後の住宅全体の床面積をいい、附属家(物置、車庫など)を新築した場合は、母屋の床面積を合わせた床面積をいいます。また、母屋を新築した場合は、附属家の床面積を合わせた床面積をいいます。

※2 令和8年3月 31 日までに取得した場合に限ります。

※3 昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅であっても、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に定める基準(新耐震基準)に適合していることが証明された以下のいずれかの住宅については不動産取得税が軽減されます。

- ・住宅の取得の日前 2 年以内に調査が終了した耐震基準適合証明書があるもの
- ・住宅の取得の日前 2 年以内に評価された建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級 1、2 又は 3 であるもの
- ・平成 25 年 4 月 1 日以後に取得された場合で、住宅の取得の日前 2 年以内に既存住宅売買瑕疵保険契約が締結されたもの

◎ 住宅の取得に対する減額

$$\text{税額} = (\text{住宅の価格} \times 3\%) - \text{減額される額}$$

住宅の区分	減額の条件	新築年月日	減額される額
耐震基準不適合 既存住宅	次の全ての条件に該当する住宅 ①床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下 ②平成 26 年 4 月 1 日以後に取得されたもの ③取得後 6 か月以内に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合することにつき証明を受け（※）、かつ、改修後で取得後 6 か月以内に、取得者（個人）が自己の居住の用に供するもの	S56.7.1～S56.12.31	12 万 6,000 円
		S51.1.1～S56.6.30	10 万 5,000 円
		S48.1.1～S50.12.31	6 万 9,000 円
		S39.1.1～S47.12.31	4 万 5,000 円
		S29.7.1～S38.12.31	3 万円

※ 新耐震基準に適合することについて証明を受けるためには、住宅の取得の日後 6 か月以内に、以下のいずれかの書類を、不動産の所在地を管轄する県税事務所に提出する必要があります。

- ・耐震基準適合証明書（原本）
- ・建設住宅性能評価書（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）が等級 1、2 又は 3 であるもの）の写し
- ・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証書の写し

◎ 住宅用土地の取得に対する減額

$$\text{税額} = (\text{土地の価格}(\text{※1}) \times 3\%) - \text{減額される額}$$

土地の区分	減額の条件	減額される額
特例適用住宅用の土地 * 特例適用住宅の「控除の条件」に該当する住宅用の土地	次のいずれかの条件に該当すること ①土地を取得した日から 3 年以内（※2）にその土地の上に特例適用住宅が新築され、次のいずれかの要件を満たすこと ・土地を取得した者が、その土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有していること ・特例適用住宅の新築が、土地を取得した者からその土地を取得した者により行われること ②土地を取得した者が、取得の日前 1 年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していたこと ③新築未使用の土地付建売住宅又は分譲マンション（特例適用住宅で土地と家屋を取得した者が同じ場合に限り、）を新築後 1 年以内に取得すること ④土地を取得した者が、取得の日から 1 年以内又は取得の日前 1 年以内に、その土地の上にある新築後 1 年を経過した自己の居住用の未使用の特例適用住宅を取得すること	次のうちどちらか多い方の金額 a 45,000 円 b $(1 \text{ ㎡当たりの土地の価格}(\text{※1})) \times (\text{住宅の床面積} \times 2) \times 3\%$ 200 ㎡を限度
既存住宅用の土地 * 軽減措置の対象となる耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅用の土地	次の条件に該当すること 土地を取得した者が、取得の日から 1 年以内又は取得の日前 1 年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合住宅を取得すること	

※1 令和 9 年 3 月 31 日までに宅地評価土地を取得した場合の価格は、市町村の固定資産課税台帳の登録価格の 2 分の 1 となります。

※2 令和 8 年 3 月 31 日までに土地を取得した場合に限り、なお、令和 8 年 3 月 31 日までに土地を取得した場合において、100 戸以上の共同住宅等で土地を取得した日から 3 年以内に住宅が新築されることが困難な場合は、4 年以内となります。

◎ 土地や家屋を公共事業のために譲渡等し、その代替不動産を取得した場合の軽減

公共事業を行う者に、当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡等した者が、その不動産に代わる不動産を譲渡等した日から 2 年以内に取得した場合は、取得した不動産の価格（※）から譲渡等した不動産の価格（※）が控除されます。（公共事業用地の上にある家屋につき移転補償金を受けた場合も同じ。）

※ 宅地評価土地である場合は、市町村の固定資産課税台帳の登録価格の 2 分の 1 となります。

■軽減措置(控除・減額)の申告に必要な書類

「不動産取得税減額等申請書」(※1)に以下の書類を添付して提出してください。

以下に記載するもの以外に必要な書類がある場合があります。詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

取得の区分	必要書類	
新築住宅用地	○新築住宅の登記事項証明書(写しも可)(※2)(※3) (その他の書類が必要となる場合)	
	状況	必要書類
	新築住宅が未登記の場合	建築検査済証の写し
	土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合	住宅新築時の土地の登記事項証明書(写しも可)(※2)
	併用住宅又は共同住宅等の場合	住宅部分又は住宅の区画がわかる平面図等
	土地の取得者からその土地を取得した者が住宅を新築した場合	住宅新築時の土地の登記事項証明書(又は土地売買契約書の写し)
	新築住宅が複数筆の土地に跨って建築され、各土地の取得日が1年以上離れている場合	家屋の建物図面の写し(配置図等)
耐震基準適合既存住宅 耐震基準適合既存住宅用地	○既存住宅の登記事項証明書(写しも可)(※2) ○自己の居住用住宅であることがわかる住民票の写しなど(登記申請時に住民票の住所が既存住宅の所在地にある場合は不要です。) ・(S56. 12. 31 以前新築の場合)耐震基準適合証明書(原本)、建設住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵保険付保証書の写しのいずれか	
耐震基準不適合既存住宅 耐震基準不適合既存住宅用地	○耐震基準適合証明書(原本)、建設住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵保険付保証書の写しのいずれか ○自己の居住用住宅であることがわかる住民票の写しなど	
認定長期優良住宅	○長期優良住宅の認定通知書の写し(市町村の固定資産税担当課へ長期優良住宅の認定を申出済の場合は不要です。)	
(公共事業のために譲渡等をした不動産の代替不動産を取得した場合)	○譲渡等したことを証明する書類(契約書等) ○公共事業の内容が分かる書類(公共事業用資産買取証明書等) ○譲渡等した不動産の固定資産評価証明書(譲渡等した年度のもの)	

※1 「不動産取得税減額等申請書」の用紙は、愛知県税務課のホームページからダウンロードできます。

※2 オンライン登記情報提供制度により提供された登記情報(発行年月日及び照会番号があるもの)に限ります。)でも結構です。

※3 新築住宅用地を取得後、当該土地を分筆した場合には、分筆後の全部事項証明書が必要です。



■納税の猶予

取得した不動産が将来不動産取得税の軽減を受ける条件を満たす予定であるという申告を納期限までにした場合、一定期間に限って納税が猶予されます。

建築確認済証(建築確認通知書)及び確認申請書(建築物)の第三面の写し等を添付の上、「不動産取得税徴収猶予申告書」にて申告してください。事例により必要書類が異なりますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

納税が猶予される主な場合	猶予期間
土地を取得した日から3年以内(※)にその土地の上に住宅が新築されるとき(土地を取得した者が、その土地を住宅の新築時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築が、土地を取得した者からその土地を取得した者により行われる場合に限りします。)	3年以内(※)
土地を取得した者が、取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅又は新築後1年を経過した自己の居住用の未使用の特例適用住宅を取得するとき	1年以内

※ 令和8年3月31日までに土地を取得した場合に限ります。なお、令和8年3月31日までに土地を取得した場合において、100戸以上の共同住宅等で土地を取得した日から3年以内に住宅が新築されることが困難な場合は、4年以内となります。

◇ 詳しくは、取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。

☆不動産に関する主な税

不動産を取得したとき	不動産取得税(県税)、相続税・贈与税(国税)、登録免許税(国税)、消費税(国税)・地方消費税(県税)、印紙税(国税)
不動産を所有しているとき	固定資産税(市町村税)、都市計画税(市町村税)、事業所税(市町村税)
不動産を譲渡したとき	住民税(県・市町村税)、所得税(国税)、印紙税(国税)

国税については税務署へ、市町村税については市役所又は町村役場へお問い合わせください。

県たばこ税

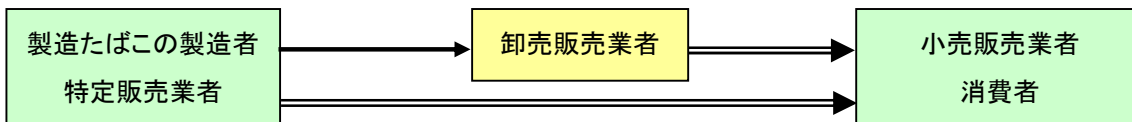
県たばこ税は、日本たばこ産業(株)や卸売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、消費者の方がたばこを購入するときにその小売価格の中に含まれています。

納める者

製造たばこの製造者(日本たばこ産業(株))

特定販売業者(輸入業者)

卸売販売業者



製造たばこの売渡しが⇒の部分を通過するときに税金がかかります。

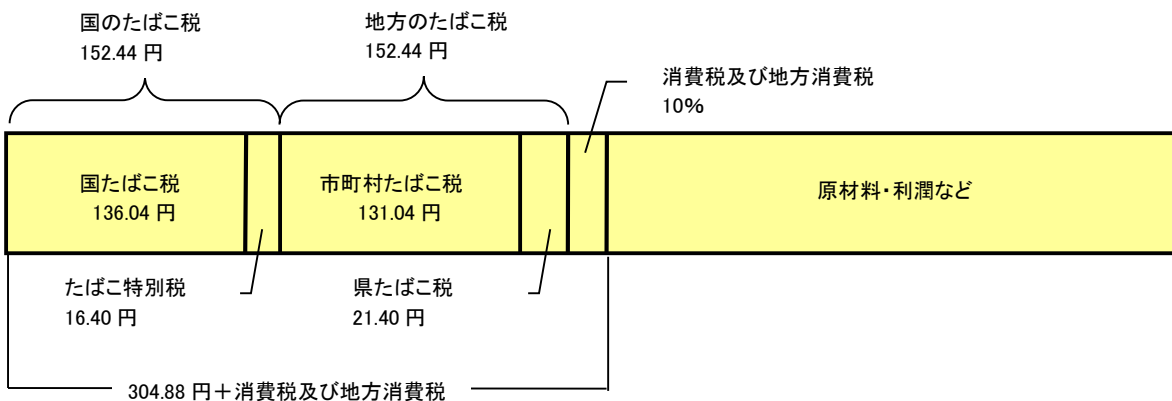
納める額

紙巻たばこ1本につき、1.07 円

申告と納税

日本たばこ産業(株)、特定販売業者(輸入業者)や卸売販売業者が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税することになっています。

紙巻たばこ1箱(20 本入り)に含まれる税金



ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用するときにかかるもので、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

納める人

ゴルフ場を利用した人

納める額

ゴルフ場のホール数と利用料金によって、次のように定められています。

ホール数	利用料金(※)	税額 (1人1日につき)
18 ホール以上	12,000 円超	1,150 円
	10,000 円を超え 12,000 円以下	1,100 円
	8,000 円を超え 10,000 円以下	950 円
	6,000 円を超え 8,000 円以下	800 円
	4,000 円を超え 6,000 円以下	650 円
	4,000 円以下	500 円
9ホール以上 18 ホール未満	4,500 円超	650 円
	4,000 円を超え 4,500 円以下	500 円
	4,000 円以下	400 円

※ 税額決定の基準となる「利用料金」とは、非会員が平日にゴルフ場を利用した際にグリーン・フィーその他名称を問わず、ゴルフ場の利用について利用者の意思にかかわらず支払うべき料金(消費税及び地方消費税を除きます。)をいいます。
したがって、ゴルフ場の発行した割引券等を使用した場合などに支払った実際の利用料金とは異なります。

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税することになっています。

非課税等

次のようなゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が軽減されます。

1 非課税

- 18 歳未満の人、70 歳以上の人又は障害者の利用(※1)
- 国民スポーツ大会、学校の授業又はクラブ活動での利用(※2)
- スポーツ基本法第2条第6項に規定する国際競技大会での利用(※3)

2 軽減税率(2分の1)適用 (利用料金が軽減されている場合に限りです。)

- 65 歳以上 70 歳未満の人の利用(※1)
- 一定の競技会における利用
- 利用時間等について制約があるゴルフ場の利用

※1 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳など)をゴルフ場に提示してください。

※2 教育委員会又は校長等が発行した非課税利用証明書をゴルフ場に提出してください。

※3 大会の組織委員会等が発行した非課税利用証明書をゴルフ場に提出してください。

市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の 70%は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。

自動車税種別割

自動車税種別割は、自動車を所有していることに負担能力があるという財産課税としての性格と、道路の損壊に対して応分の負担を求めるという道路損傷負担金としての性格を併せもった税金で、一般的な県の事業の費用に使われています。

自動車税種別割のかかる自動車

道路運送車両法の適用を受ける自動車

軽自動車税種別割が課される軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車と固定資産税が課される大型特殊自動車(ブルドーザー・フォークリフトなど)は除きます。(軽自動車税種別割及び固定資産税は市町村の税金です。)

納める人(納税義務者)

自動車を所有している人

ただし、自動車の売買があった場合において、売主が自動車の所有権を留保しているときは、現実に自動車を使用している買主となります。(例えば、所有権留保付割賦販売の場合がこれにあたります。)

申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、必ず運輸支局に登録の申請をするとともに、自動車税種別割の申告書(自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書))を提出してください。

納税

区 分	納 税 方 法 等
4月1日現在の納税義務者	「自動車税種別割年税額一覧表」(次ページ参照)の区分にしたがった自動車税種別割が課されます。5月に県から送付される納税通知書により5月31日(この日が土曜日又は日曜日の場合は次の開庁日となります。)までに納めてください。パソコン、スマートフォン等のインターネット環境を利用した、インターネットバンキング、クレジットカード、スマートフォン決済アプリによる納税ができます。(クレジットカード、一部のスマートフォン決済アプリの利用は、別途決済手数料がかかります。)また、金融機関、コンビニエンスストア等で納税することができます。
4月1日以降に新車などの未登録の自動車を取得した人	運輸支局へ登録するときに、自動車税種別割の申告書を提出していただくとともに、登録した月の翌月から3月までの期間に応じて、年税額をもとに月割で計算した税額を納めてください。

譲渡・廃車などしたときの自動車税種別割

4月1日以降に譲渡(下取りに出すなど)したことにより所有者の変更があったときは、譲渡した年度の翌年度から新所有者に税金がかかります。

廃車により運輸支局で登録を抹消したときは、4月から登録を抹消した月までの期間に応じて、年税額をもとに月割で計算した税額となりますので、納め過ぎとなった自動車税種別割はお返します。

申請により減免されることがあります

- 1 身体に障害がある人、知的障害又は精神障害の人、戦傷病者のうち障害の種類・程度が一定の要件に該当する人が所有する自動車で、自分で運転するとき
- 2 身体に重度の障害がある人、知的障害又は精神障害の人(一定の要件に該当する場合に限ります。)が所有する自動車で、その人と生計を同じくする人が専らその障害のある人のために運転するとき
- 3 身体に重度の障害のある人、知的障害又は精神障害の人(一定の要件に該当する場合に限ります。)が所有する自動車で、その人を常時介護している人が専らその障害のある人のために運転するとき
- 4 身体に重度の障害があり、かつ、年齢が18歳未満の人、知的障害又は精神障害の人(一定の要件に該当する場合に限ります。)と生計を同じくする人が所有する自動車で、生計を同じくする人が専らその障害のある人のために運転するとき
※上記1～4の減免の詳細は38ページをご覧ください。
- 5 構造上身体障害者の利用に専ら役立てるものと認められる自動車(車いす移動車、入浴車等)で、かつ身体障害者のために利用される自動車
- 6 自動車が盗難にあい相当期間使用できないとき
- 7 災害により自動車に被害を受け、運行不能となったとき

自動車税種別割年税額一覧表

車 種 別	年 額 (円)	自 家 用				営 業 用			
		標準税率		重 課	軽 課	標準税率	重 課	概ね75% 軽 課	概ね50% 軽 課
		令和元年9月以前に新 車登録した車の場合	令和元年10月以降に新 車登録した車の場合						
乗 用 車	電気自動車(燃料電池車を含む)	29,500	25,000		6,500	7,500		2,000	4,000
	総排気量 1 ℓ以下	29,500	25,000	33,900	6,500	7,500	8,600	2,000	4,000
	1 ℓ超～ 1.5 ℓ以下	34,500	30,500	39,600	8,000	8,500	9,700	2,500	4,500
	1.5 ℓ超～ 2 ℓ以下	39,500	36,000	45,400	9,000	9,500	10,900	2,500	5,000
	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	45,000	43,500	51,700	11,000	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	51,000	50,000	58,600	12,500	15,700	18,000	4,000	8,000
	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	58,000	57,000	66,700	14,500	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	66,500	65,500	76,400	16,500	20,500	23,500	5,500	10,500
	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	76,500	75,500	87,900	19,000	23,600	27,100	6,000	12,000
	4.5 ℓ超～6 ℓ以下	88,000	87,000	101,200	22,000	27,200	31,200	7,000	14,000
	6 ℓ超	111,000	110,000	127,600	27,500	40,700	46,800	10,500	20,500
ト ラ ッ ク	貨客兼用車 総排気量 1 ℓ以下	13,200	14,500	3,300	10,200	11,200	3,000		
	1 ℓ超 2 ℓ以下	16,700	18,300	4,300	12,700	14,000	3,500		
	1 ℓ超 1.5 ℓ以下	14,300	15,700	3,600	11,200	12,300	3,200		
	1.5 ℓ超 2 ℓ以下	17,800	19,500	4,600	13,700	15,100	3,700		
	2 ℓ超 2.5 ℓ以下	16,000	17,600	4,000	12,800	14,000	3,600		
	2.5 ℓ超 3 ℓ以下	19,500	21,400	5,000	15,300	16,800	4,100		
	3 ℓ超 3.5 ℓ以下	24,000	26,400	6,000	18,300	20,100	4,600		
	最大積載量 1 t以下	8,000	8,800	2,000	6,500	7,100	2,000		
	1 t超～2 t以下	11,500	12,600	3,000	9,000	9,900	2,500		
	2 t超～3 t以下	16,000	17,600	4,000	12,000	13,200	3,000		
	3 t超～4 t以下	20,500	22,500	5,500	15,000	16,500	4,000		
	4 t超～5 t以下	25,500	28,000	6,500	18,500	20,300	5,000		
	5 t超～6 t以下	30,000	33,000	7,500	22,000	24,200	5,500		
	6 t超～7 t以下	35,000	38,500	9,000	25,500	28,000	6,500		
	7 t超～8 t以下	40,500	44,500	10,500	29,500	32,400	7,500		
	8 t超～9 t以下	46,800	51,400	12,100	34,200	37,500	8,700		
	9 t超～10 t以下	53,100	58,300	13,700	38,900	42,600	9,900		
	10 t超～11 t以下	59,400	65,200	15,300	43,600	47,700	11,100		
	11 t超～12 t以下	65,700	72,100	16,900	48,300	52,800	12,300		
	12 t超～13 t以下	72,000	79,000	18,500	53,000	57,900	13,500		
	13 t超～14 t以下	78,300	85,900	20,100	57,700	63,000	14,700		
	14 t超～15 t以下	84,600	92,800	21,700	62,400	68,100	15,900		
	15 t超～16 t以下	90,900	99,700	23,300	67,100	73,200	17,100		
	小型自動車であるもの	10,200	11,200	3,000	7,500	8,200	2,000		
	普通自動車であるもの	20,600	22,600	5,500	15,100	16,600	4,000		
	小型自動車であるもの	5,300			3,900				
	普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200			7,500				
	普通自動車で最大積載量が8t超	10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
バ ス	乗車定員 30人以下				12,000		3,000		
	30人超～40人以下				14,500		4,000		
	40人超～50人以下				17,500		4,500		
	50人超～60人以下				20,000		5,000		
	60人超～70人以下				22,500		6,000		
	70人超～80人以下				25,500		6,500		
	80人超				29,000		7,500		
	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	26,500	29,100	7,000		
	30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	32,000	35,200	8,000		
	40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	38,000	41,800	9,500		
	50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	44,000	48,400	11,000		
	60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	50,500	55,500	13,000		
	70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	57,000	62,700	14,500		
	80人超	83,000	91,300	21,000	64,000	70,400	16,000		
特 種 用 途 自 動 車	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	4,500	5,100	1,500	2,500	
	霊きゆう車				10,100	11,600	3,000		
	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	4,500	5,100	1,500		
	小型四輪車	13,200	14,500	3,300	10,200	11,200	3,000		
	普通自動車	18,400	21,100	5,000	13,500	15,500	3,500		
	総排気量 1 ℓ以下	23,600	20,000	27,100	5,000				
	1 ℓ超～1.5 ℓ以下	27,600	24,400	31,700	6,500				
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	31,600	28,800	36,300	7,500				
	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	36,000	34,800	41,400	9,000				
	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	40,800	40,000	46,900	10,000				
	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	46,400	45,600	53,300	11,500				
	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	53,200	52,400	61,100	13,500				
	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	61,200	60,400	70,300	15,500				
	4.5 ℓ超～6 ℓ以下	70,400	69,600	80,900	17,500				
	6 ℓ超	88,800	88,000	102,100	22,000				

※ 月割税額の計算の仕方

{年税額×月数(登録した月の翌月から3月までの月数)}÷12＝月割税額(100 円未満の端数切捨て)

自動車の継続検査(車検)又は構造等変更検査を受けるとき

車検等を受ける場合の自動車税種別割の納税の確認は運輸支局等の窓口で電子的に行うことが可能ですので、納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示は原則省略できます。

自動車税種別割のグリーン化税制

グリーン化税制とは、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス及び燃費性能に応じ税率を軽減(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く(重課)する税率の特例措置です。

1 自動車税種別割の軽減

令和6(2024)年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率(年税額)が免除・軽減されます。

軽減対象自動車の区分		営業用乗用車	その他
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※2)	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車(※1)		概ね 75%軽減(※3)	
ガソリン自動車(※1) ・ LPG 自動車(※1) ・ クリーンディーゼル自動車(※1)	令和 12(2030)年度燃費基準 90%達成 かつ令和 2(2020)年度燃費基準達成	概ね 75%軽減(※3)	対象外
	令和 12(2030)年度燃費基準 70%達成 かつ令和 2(2020)年度燃費基準達成	概ね 50%軽減(※3)	対象外

※1 以下の排ガス性能を満たす自動車に限る。

天然ガス自動車 : 平成 21(2009)年排出ガス基準 10%以上低減達成又は平成 30(2018)年排出ガス基準適合

ガソリン自動車・LPG 自動車 : 平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成又は平成 30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成

クリーンディーゼル自動車 : 平成 21(2009)年排出ガス基準適合又は平成 30(2018)年排出ガス基準適合

※2 電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度。令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となります。(平成 31(令和元)(2019)年度に新車新規登録を受けたものは、令和7(2025)年度からは免除期間終了に伴い標準税率で課税となります。)

※3 令和7(2025)年度の自動車税種別割に限る。

2 自動車税種別割の重課

令和7(2025)年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン自動車・LPG自動車、11年を経過したディーゼル自動車は、概ね税額が15%(バス・トラックは概ね10%)上乘せられます。

※ 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれます。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン自動車・LPG自動車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成 23(2011)年3月以前の登録	すでに開始されています。
	平成 23(2011)年4月～平成 24(2012)年3月の登録	令和7(2025)年度以降
ディーゼル自動車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成 25(2013)年3月以前の登録	すでに開始されています。
	平成 25(2013)年4月～平成 26(2014)年3月の登録	令和7(2025)年度以降

◇ 新車新規登録の時期は、車検証の「初度登録年月」欄に記載されています。

自動車税・軽自動車税環境性能割

自動車税・軽自動車税環境性能割は、自動車を取得する際にかかる税金で、自動車がもたらす CO₂排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的人格を有しています。

(軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行っています。)

自動車税・軽自動車税環境性能割のかかる自動車

普通自動車(バス、トラックを含みます。)、**小型自動車**、**軽自動車**(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪のものを除きます。)

納める人

自動車(新車・中古車を問いません。)**を取得した人**

(割賦販売等により、売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主が納める人になります。)

申告と納税

次に記載してある日までに、自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)又は軽自動車税環境性能割申告書(報告書)を提出すると同時に、自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割を納めてください。

- ・新規登録又は使用の届出をすべき自動車を取得したとき…登録又は届出のとき
- ・移転登録をすべき自動車を取得したとき……………その登録をすべき事由があった日から15日以内(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)
- ・上記以外の自動車を取得したとき……………取得の日から15日以内

なお、申告納税をしたときには、納税額を記載した**自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)**(**控**)又は**軽自動車税環境性能割申告書(報告書)**(**控**)をお渡ししますので、申告を他の人に依頼したときは、依頼した相手の人から必ずお受け取りください。(自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申告をされた場合を除きます。)

納める額

税額 = 自動車の取得のために通常要する価額 × 税率

自動車の取得のために通常要する価額とは、通常の取引の条件に従って自動車等の販売業者から自動車を取得するとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額をいいます。

自動車の取得の際にエアコン、ステレオ等の取付用品を併せて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれます。

免除又は申請により減免されることがあります

- ・取得価額が50万円以下のときは課税されません。
- ・自動車販売業者から取得した自動車で、車の性能が良好でないなどの理由で取得の日から1か月以内に返還したときは免除され、既に納められている税金はお返しします。
- ・災害などにより自動車が滅失・損壊し、災害のやんだ日から3か月以内に代替車を取得したときは、その代替車について減免されます。
- ・申告納付期限から1か月以内に災害により滅失・損壊したときは減免されます。(既に納められている税金はお返しします。)
- ・身体に障害のある人などについては、自動車税種別割と同じような条件で、減免されます。(減免の詳細は、38ページをご覧ください。)

税率

自動車の環境性能に応じて、新車・中古車を問わず、非課税、1%、2%、3%等の段階的な税率を適用します。

詳しい税率については、次ページのとおりです。

税率表 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月 31 日までの税率

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—		0%		0%	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) 又は 平成21年排出ガス基準10%低減						
プラグインハイブリッド自動車	—						
ディーゼル乗用車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12(2030)年度燃費基準 (令和2(2020)年度燃費基準を達成しているものに限る)	95%	0%		—	
			90%	1%	0%		
			85%	1%	0.5%		
			80%	2%	0.5%		
			75%	2%	1%		
			70%	3%	1%		
	上記以外			3%	2%		
ガソリンハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和12(2030)年度燃費基準 (令和2(2020)年度燃費基準を達成しているものに限る)	95%	0%		0%	
			90%	1%	0%		
			85%	1%	0.5%		
			80%	2%	0.5%		
			75%	2%	1%	1%	0.5%
			70%	3%	1%	2%	1%
	上記以外			3%	2%	2%	2%
ガソリンハイブリッドトラック (2.5t以下) ガソリントラック (2.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%		0%	
			達成車	1%	0.5%	1%	0.5%
			95%	2%	1%	2%	1%
	上記以外			3%	2%	2%	2%
ガソリンハイブリッドバス (3.5t以下) ガソリンバス (3.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%	0.5%		
	★★★ 平成30年排出ガス基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+10%	0%			
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
上記以外			3%	2%			

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼル ハイブリッドバス (3.5トﾝ以下) ディーゼルバス (3.5トﾝ以下)	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%	0.5%		
	平成21年排出ガス 基準適合	令和2(2020)年度燃費基準	+10%	0%			
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
上記以外			3%	2%			
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ 以下) ガソリントラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ 以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	令和4(2022)年度燃費基準	達成車	0%		—	
			95%	1%	0.5%		
	★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%			
			達成車	1%	0.5%		
			95%	2%	1%		
上記以外			3%	2%			
ディーゼル ハイブリッドトラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ 以下) ディーゼルトラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ 以下)	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	令和4(2022)年度燃費基準	達成車	0%		—	
			95%	1%	0.5%		
	平成21年排出ガス 基準適合	令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%			
			達成車	1%	0.5%		
			95%	2%	1%		
上記以外			3%	2%			
ディーゼル ハイブリッドバス (3.5トﾝ超) ディーゼルバス (3.5トﾝ超)	平成28年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	令和7(2025)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%	0.5%		
			95%	2%	1%		
	上記以外			3%	2%		
ディーゼル ハイブリッドトラック (3.5トﾝ超) ディーゼルトラック (3.5トﾝ超)	平成28年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	令和7(2025)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%	0.5%		
			95%	2%	1%		
	上記以外			3%	2%		
その他の車	上記以外			3%	2%	2%	2%

○バリアフリー車両・先進安全技術を搭載したトラックに係る特例

バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を対象事業のために新たに取得する場合、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載したバス等※及び 3.5t 超トラック（被けん引車を除く。）を新たに取得する場合については、自動車税環境性能割にかかる自動車の取得のために通常要する価額から自動車の区分に応じて一定の額が控除されます。

詳細は、愛知県税務課ホームページの「環境性能割の概要」をご覧ください。



※バス等とは、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいいます。

身体障害者等に対する自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免

愛知県においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者の方が所有・使用される一定の自動車について、自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免をしています。

減免額の上限(課税額が減免額の上限を超えた場合は、その差額分について納税が必要となります。)

1 自動車税種別割

年額 45,000 円(グリーン化税制による概ね 15%重課の適用がある自動車は、年額 51,700 円(概ね 10%重課の適用がある自動車は、年額 49,500 円))が上限となります。

また、年度途中に自動車の新規登録を行った場合等、自動車税種別割が月割計算により課税される場合は、減免額の上限も月割計算した金額となります。

2 (軽)自動車税環境性能割

取得価額 300 万円に相当する税額。ただし、障害者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分に係る(軽)自動車税環境性能割については減免額の上限に加算します。

障害者及び自動車の範囲

この減免の適用を受けるためには、次の「1 障害の範囲」及び「2 自動車の範囲」の両方の条件を満たすこと及び減免申請書による申請が必要となります。

1 障害の範囲

(1)身体障害者

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする(※2)者又は身体障害者を常時介護する(※3)者が運転する場合
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級から4級まで	1級から4級まで
	聴 覚 障 害	2級及び3級	2級及び3級
	平 衡 機 能 障 害	3級	3級
	音 声 機 能 障 害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。)	
	上 肢 不 自 由	1級及び2級	1級及び2級
	下 肢 不 自 由	1級から6級まで(※1)	1級から3級まで
	体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級から6級まで(※1)
	心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	1級から4級まで	1級から3級まで
	免 疫 機 能 障 害		

○**2以上の障害がある場合**には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、**それぞれの級別で判断します**ので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、下肢不自由4級に該当する障害が2つ以上あり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。(それぞれの障害の等級は4級のため)

※1 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障害の級別を6級とします。

※2 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていることをいいます。

※3 「常時介護する」とは、障害者の方のみで構成される世帯の障害者の方の自動車を専ら障害者の方のために、継続して日常的に運転する場合が該当します。

(2) 知的障害者

(知的障害者自身が運転する場合、知的障害者と生計を一にする者又は知的障害者を常時介護する者が運転する場合)

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
療 育 手 帳	A
愛 護 手 帳	1度若しくは2度又はA

(3) 精神障害者

(精神障害者自身が運転する場合、精神障害者と生計を一にする者又は精神障害者を常時介護する者が運転する場合)

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
精神障害者保健福祉手帳	1級

(4) 戦傷病者

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする(※2)者又は戦傷病者を常時介護する(※3)者が運転する場合
戦傷病者手帳	視 覚 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	聴 覚 障 害		
	平 衡 機 能 障 害		
	音 声 機 能 障 害	特別項症から第2項症まで(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、)	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	
	体 幹 不 自 由		
	心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

2 自動車の範囲

(1) 自動車の使用目的

身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者自身が運転する場合	専ら身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者自身が使用するもの
身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者と生計を一にする(※2)者が運転する場合	専ら身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者の <u>通学、通園、通院、通所</u> 又は生業のために使用するもの(したがって、障害者の方が入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。)
身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者を常時介護する(※3)者が運転する場合	

(2) 自動車の所有者及び台数等

自動車検査証の所有者(所有権留保付き自動車の場合は使用者)	下記以外	障害者本人に限ります。
	年齢が 18 歳未満の一定の障害者(※)・知的障害者及び精神障害者(自身が運転する場合を除く。)	障害者本人又は障害者と生計を一にする者に限ります。
自動車の台数等	障害者1人につき1台の自動車に限ります。 (ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものは減免の対象になりません。)	

※ 「一定の障害者」とは、前ページ「1 障害の範囲(1)身体障害者」の表の「身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合」の各欄に記載された級別に該当する身体障害者をいいます。

減免申請

減免の申請をするときは、**減免申請書**のほかに次の「1 提出書類及び提示書類」の区分に対応する書類を「2 減免申請書の主な提出期限及び提出先」の区分による期限までに提出、提示してください。

1 提出書類及び提示書類

提出書類 及び 提示書類		運転者 の住民票 が省略し の所有者及び運 転者	生計同一証明書(※1・※2)	常時介護証明書(※1・※2)	身体障害者手帳(※3)	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳(※4)	運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(運転者の方)(※5)	自動車検査証(※5)
身体障害者等自身が運転する場合					○	○	○	○	◎	◎
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障害者が同一世帯にある場合	◎(同一世帯であることが確認できるもの)(※1・※6)			○	○	○	○	◎	◎
	運転者と障害者が同一世帯にない場合		◎		○	○	○	○	◎	◎
常時介護する者が運転する場合				◎	○	○	○	○	◎	◎

○減免申請書は、県税事務所の他、愛知県税務課ホームページより入手することができます。



○障害者の手帳の交付を受けているかどうかの判定は、減免申請書の提出期限の現況によります。

○上記の表中の記号の意味は、次のとおりです。

「◎」…必ず提示、提出又は持参する必要があるもの。

「○」…いずれか一つ以上の提示が必要であるもの。(複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けている全ての手帳を提示してください。)

※1 住民票、生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前3月以内に発行されたものに限りま。

※2 生計同一証明書及び常時介護証明書は、手帳の種類により次の場所で交付されます。

手帳の種類	交付場所
身体障害者手帳・療育手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳	社会福祉事務所、福祉事務所、保健所又は町村役場(地域、障害の内容等により発行する機関が違いますので、事前に問い合わせてください。)
戦傷病者手帳	愛知県福祉局福祉部地域福祉課

※3 喉頭摘出による音声機能障害3級に該当する方で、交付を受けている身体障害者手帳の障害名に「喉頭摘出による」旨の記載がない場合には、社会福祉事務所、福祉事務所又は町村役場が交付する「減免に係る証明書」を併せて提出してください。

※4 運転免許証は表裏両面のコピー可。免許情報記録個人番号カードは読取結果を印刷したもの可。

※5 既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は購入(登録)後に自動車検査証の提示が必要です。

※6 世帯全員のもの、もしくは、障害者の方と運転される方及び自動車の所有者の方のもので、世帯主の氏名、世帯主との続柄等により同一世帯であることが確認できる住民票を添付してください。

2 減免申請書の主な提出期限及び提出先

区分	減免対象税目	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
	提出期限及び提出先	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合	一時抹消された中古車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地を管轄する県税事務所	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地(主たる定置場)を管轄する名古屋東部県税事務所各駐在室
ナンバー交付済みの中古車を購入する場合(非課税、課税免除に該当する者が所有していた車の場合は除きます。)		取得した年度の翌年度の5月31日(納期限)まで(※2)		運輸支局に移転登録を行うときまで	
現在所有している自動車の定置場を、他の都道府県から愛知県に変更する場合(※1)	変更した年度の翌年度の5月31日(納期限)まで(※2)				
4月1日(賦課期日)現在で所有している自動車を減免する場合(※1)	5月31日(納期限)まで(5月31日を過ぎてからの申請は、翌年度の自動車税種別割から減免になります。)				

※1 郵送による減免申請の受付も行っています。(郵送による申請の場合、申請書は5月31日(納期限)(5月31日が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日)必着です。)郵送による減免申請を行う場合、手帳については、全てのページのコピーを添付してください。

※2 翌年度の自動車税種別割から減免になります。

○軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、一般社団法人愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。

○提出期限が「5月31日(納期限)まで」と記載されているものについて、その日(5月31日)が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日が提出期限となります。

自動車税種別割についての減免の判定時期及び適用

- 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、**減免申請書の提出期限の現況**により行います。したがって、これらの日より後に「減免要件」に該当することとなった場合には、**その年度中に申請されても翌年度から減免になります。**
なお、申請後に申請内容や添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- 提出期限までに減免申請書が提出されなかった場合には、**申請された年度の翌年度から減免になります。**
- 既に登録されている自動車を、4月1日(賦課期日)以後に譲り受けた場合は、**譲り受けた年度の翌年度から減免になります。**

その他

- 既に自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割(自動車取得税を含む。)の減免を受けている方が、新たな自動車について減免の適用を受けようとする場合には、次の期日までに既に減免を受けている自動車を**廃車(抹消登録)**又は**譲渡(移転登録)**してください。

自動車税種別割	新たな自動車を登録した月の同月中(この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されますが、既に減免を受けていた自動車については、新たな自動車の登録の翌月から年度末まで(廃車の場合は廃車した月まで)課税されます。)
(軽)自動車税環境性能割	新たな自動車を登録した日から1月以内(この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されません。)

- 身体障害者等自身が運転することが減免要件となっている場合は、運転免許証を返納することにより減免の対象外となります。

身体障害者の利用の用に供される自動車(車いす移動車)の自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免

愛知県においては、身体障害者の利用に供する自動車の自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割の減免をしています。

自動車の範囲

1 減免対象の自動車

身体障害者専用自動車	特種用途自動車(ナンバープレートの番号が8で始まる自動車)であり、自動車検査証の「車体の形状」が次のいずれかであること。 ・車いす移動車 (平成13年9月以前に登録された自動車については、「身体障害者輸送車」) ・入浴車(遺体用に使用するものを除く。)
身体障害者利用自動車	車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車
身体障害者運転自動車	運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車

○リース車・レンタカーも減免の対象となります。

○自家用及び事業用の別は問いません。

2 自動車の使用目的

身体障害者専用自動車	車いすを利用する必要がある者(以下「車いす利用者」という。)又は自動車に装着された浴槽等を利用する必要がある者の利用に供するもの
身体障害者利用自動車	身体障害者の利用に供するもの
身体障害者運転自動車	身体障害者を雇用し専ら当該身体障害者に運転させるもの

3 自動車の所有者及び台数等

自動車の所有者(使用者)	車いす利用者又は身体障害者以外の方でも構いません。
自動車の台数等	利用者を特定して減免申請する場合は、減免を受けられる自動車は、1人につき1台に限られます。 また、身体障害者等に対する自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割の減免を受けている場合は、本制度と重複して減免を受けることはできません。

減免額

自動車の範囲	減免額	
	自動車税種別割	(軽)自動車税環境性能割
身体障害者専用自動車	全額	全額
身体障害者利用自動車	—	一部(※)
身体障害者運転自動車	—	一部(※)

※ 減免額については、名古屋東部県税事務所自動車審査課にお問い合わせください。

減免申請

1 提出書類及び提示書類

提出書類 区分	減免申請書	自動車検査証の写し	1 (※) 業務内容を 確認で 書類	2 使用者法人の 履歴事項全部 証明書(※)	3 車体の写真(※)	4 車いす利用の 必要性を示す 書類(※)	5 構造変更に要し 金額が確定 書類の写し(※)
個人が利用する場合	○	○				○	○
法人が使用する場合	○	○	○	○	○		○

※1 車両を使用している施設のパンフレット又はホームページのプリントアウト、介護タクシー又は巡回入浴車の料金表、介護タクシー許可証の写しなど、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

※2 履歴事項全部証明書のない法人の場合は定款。(コピー可)

※3 車体の外観(ナンバープレートが写ったもの)、車両後部(入浴車の場合、排水管が写ったもの)及び浴槽部の写真。

※4 医師の診断書等が該当します。(詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。)

※5 売買契約書、改造費明細書、改造結果審査通知書など。(詳しくは名古屋東部県税事務所自動車審査課へお問い合わせください。)

2 減免申請書の主な提出期限及び提出先

区分	減免対象税目	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
	提出期限及び提出先	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合	一時抹消された中古車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地(主たる定置場)を管轄する名古屋東部県税事務所各駐在室	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地(主たる定置場)を管轄する名古屋東部県税事務所各駐在室
ナンバー交付済みの中古車を購入する場合(非課税、課税免除に該当する者が所有していた車の場合は除きます。)					
現在所有している自動車の定置場を、他の都道府県から愛知県に変更する場合	変更した年度の翌年度の5月31日(納期限)まで(※)	住所地を管轄する県税事務所			
4月1日(賦課期日)現在で所有している自動車を減免する場合	5月31日(納期限)まで(5月31日を過ぎてからの申請は、翌年度の自動車税種別割から減免になります。)				

※ 翌年度の自動車税種別割から減免になります。

○軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、一般社団法人愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。自動車の範囲は、自動車税環境性能割と同様です。

○提出期限が「5月31日(納期限)まで」と記載されているものについて、その日が(5月31日)が土曜日又は日曜日となる場合は次の開庁日が提出期限となります。

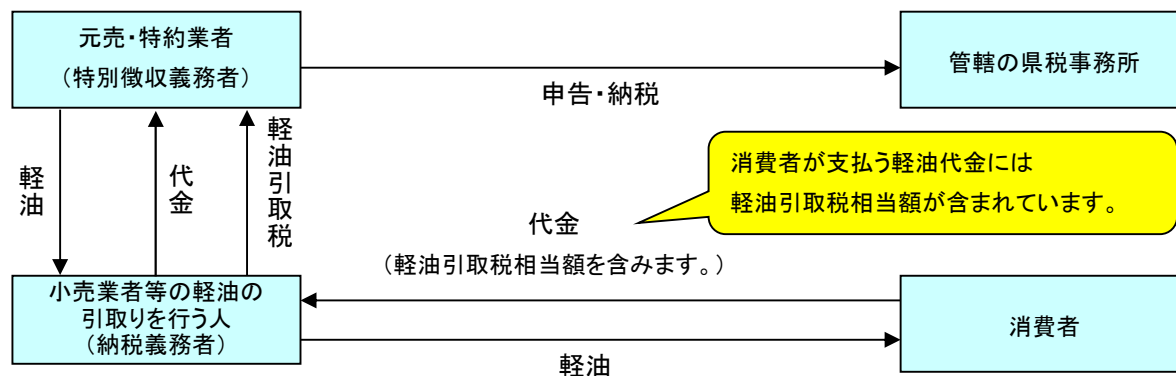
軽油引取税

軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りなどにかかるものです。

納める人

1 申告納入の場合

特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行う人



○元売業者とは…

軽油の製造業者・輸入業者・販売業者で総務大臣の指定を受けている者

○特約業者とは…

元売業者から継続的に軽油の供給を受けている販売業者で知事の指定を受けている者

2 申告納付の場合

軽油に軽油以外の油(灯油・重油など)を混和するなどして製造された軽油(製造軽油)を販売した販売業者

軽油又はガソリン以外の油(灯油・重油など)を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した自動車の保有者など

※ 事前に管轄の県税事務所の承認を受けないで、軽油に軽油以外の油を混和する、軽油又はガソリン以外の油を自動車の燃料として販売又は消費するなどの行為を行うことは禁止されており、罰則規定があります。

納める額

1キロリットルにつき 32,100 円(1リットルにつき 32.1 円)

申告と納税

1 申告納入の場合

特約業者又は元売業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税することになっています。

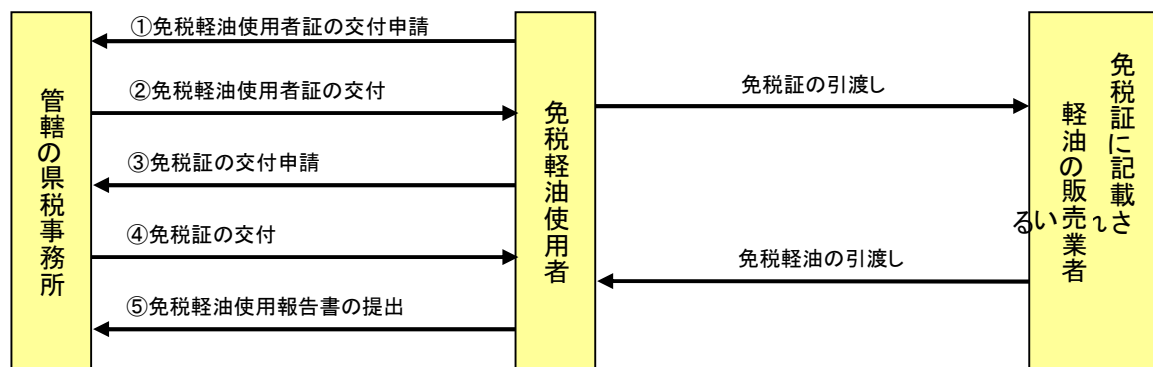
2 申告納付の場合

販売業者又は自動車保有者などが原則として毎月分をまとめて翌月末日までなどに申告し、納税することになっています。

免税

エチレンなどの石油化学製品を製造する事業を営むものがその原料として軽油を使用する場合や、漁船・農林業用機械の動力源などの法律で定められた特定の用途のために軽油を使用する場合には、免税の手続を受けることにより課税が免除されます。

【免税の手続】



道路運送車両法第4条の規定により登録を受けナンバープレートをつけている機械は、免税の対象になりません。免税対象者や用途及び機械には細かい条件がありますので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

【免税制度の時限措置についてのお知らせ】

軽油引取税の免税制度は、令和9(2027)年3月31日までとなっています。

(ただし、石油化学製品の原料等となる場合は除きます。)

※ 令和7(2025)年4月1日以降、免税制度の対象から「専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶」が除外されることとなりました。詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

【免税軽油使用者の皆様への注意事項】

軽油引取税の免税制度は、規定された用途等に該当し、かつ、適正な手続がされた場合のみ、課税が免除されるというものです。

法令の定めに従った場合は、課税処分、返納命令、罰則適用となることがありますので、ご注意ください。

政令指定市への交付

県に納入又は納付された軽油引取税の90%を県内の国・県道の面積に占める名古屋市内の国・県道の面積の割合で按分した額が、名古屋市に交付されます。

狩猟税

狩猟税は、狩猟免許を持っている人が、狩猟期ごとに狩猟者の登録を受けることに對してかかる税金で、鳥獣の保護及び管理や狩猟に関する県の仕事の費用に充てられる目的税です。

納める人

県内で狩猟するため、狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種別などにより、次表のとおりです。

狩猟免許の種類	区分	税額	許可捕獲者に係る特例の税額
第一種銃猟免許 (散弾銃 ライフル銃 空気銃 (圧縮ガス銃を含みます。))	① 県民税の所得割額を納める人	16,500 円	8,200 円
	② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人	11,000 円	5,500 円
	④ ②の人で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族		
網猟免許 又は わな猟免許	① 県民税の所得割額を納める人	8,200 円	4,100 円
	② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人	5,500 円	2,700 円
	④ ②の人で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族		
第二種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガス銃を含みます。))	—	5,500 円	2,700 円

※1 第一種銃猟免許の登録の際に、併せて空気銃を登録する場合には、第二種銃猟免許に係る狩猟税は課されません。

※2 放鳥獣猟区のための登録を受ける人の狩猟税は、上の表に掲げた金額の1/4の金額となります。

※3 放鳥獣猟区のための登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外の登録を受ける場合の狩猟税は、上の表に掲げた金額の3/4の金額となります。

【有害鳥獣捕獲対策に係る特例について】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)の一部改正等に伴い、有害鳥獣捕獲等に従事する者に係る狩猟税については次の特例措置が適用されます。

○適用期間

平成 27(2015)年4月1日から令和 11(2029)年3月 31 日まで

※ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者については平成 27(2015)年5月 29 日から

○特例措置(税額)

区分	説明	特例措置(税額)
対象鳥獣捕獲員	市町村の非常勤職員として、愛知県内の区域において有害鳥獣捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員	非課税
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において有害鳥獣捕獲等の事業を実施した認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	非課税
許可捕獲者	狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲等に従事した者	上記表の「税額」欄の2分の1 (上記表の「許可捕獲者に係る特例の税額」欄)

※ 狩猟税証紙を購入するときに、有害鳥獣捕獲等に従事する者であることを証する証明書等を提示してください。

また、狩猟者登録を申請するときは、この証明書等を添付してください。

納める方法など

- 1 狩猟者の登録を受ける人の住所を管轄する県税事務所へ証紙交付申請書を提出し、狩猟税証紙（以下「証紙」といいます。）をお求めください。
 なお、前表の③、④又は⑤に該当する人は、証紙を購入するときに県民税の所得割額等に関する証明書を提示してください。
 また、狩猟者登録申請書を提出するときは、この証明書を添付してください。
 - 県民税の所得割額等に関する証明書の用紙は、県税事務所・市役所（名古屋市については市税事務所）・町村役場及び各地区猟友会にあります。
 なお、証明書の発行は各市町村で行います。
- 2 狩猟者登録申請書に証紙を貼り、狩猟者の登録を受けてください。
 - 狩猟者登録申請書の用紙は、県庁（自然環境課）・東三河総局（新城設案振興事務所を含みます。）及び各県民事務所（環境保全課・豊田加茂環境保全課）・各地区猟友会にあります。
 - 登録を受けるときには、狩猟税とは別に狩猟免許の種類にかかわらず狩猟者登録手数料として一種類につき 1,800 円を納めてください。

証紙を売っている県税事務所と管轄区域一覧表

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋東部 県税事務所	〒460-8483	名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7663 (ダイヤルイン)	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、 愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、県外
西尾張 県税事務所 海部徴収課	〒496-0047	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)	0567-24-2174 (ダイヤルイン)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡
知多 県税事務所	〒475-8505	半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	0569-89-8174 (ダイヤルイン)	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡
西三河 県税事務所	〒444-8503	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2848 (ダイヤルイン)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡
豊田加茂 県税事務所	〒471-8537	豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7482 (ダイヤルイン)	豊田市、みよし市
東三河 県税事務所	〒440-8528	豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合 庁舎))	0532-35-6127 (ダイヤルイン)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、 田原市、北設楽郡
新城駐在室	〒441-1365	新城市字石名号 20-1 (新城設案総合庁舎内)	0536-23-2393 (ダイヤルイン)	

証紙を購入した人が狩猟者の登録を受けなかった場合などにおける還付の手続

納める税額より額面の高い証紙を購入したとき、又は証紙を購入したが狩猟者の登録を受けなかったときは、購入した証紙を証紙による誤納金還付申請書に貼り付けて、証紙を購入した県税事務所へ提出してください。

なお、この還付申請書の用紙は、証紙を売っている県税事務所にあります。

鉱区税

鉱区税は、県内の鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）をもっている人にかかる税金です。

納める人

県内に鉱区をもっている鉱業権者

納める額

砂鉱を目的とする鉱区		面積 100 アールごとに年額 200 円
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 400 円

※ ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の3分の2です。（4月1日以後に鉱業権の設定・消滅があった場合は、月割課税になります。）

申告と納税

1 申告

鉱業権の取得、消滅又は変更などをした日から7日以内に申告することになっています。

2 納税

5月中旬に愛知県から送付される納税通知書により5月末日までに納税することになっています。

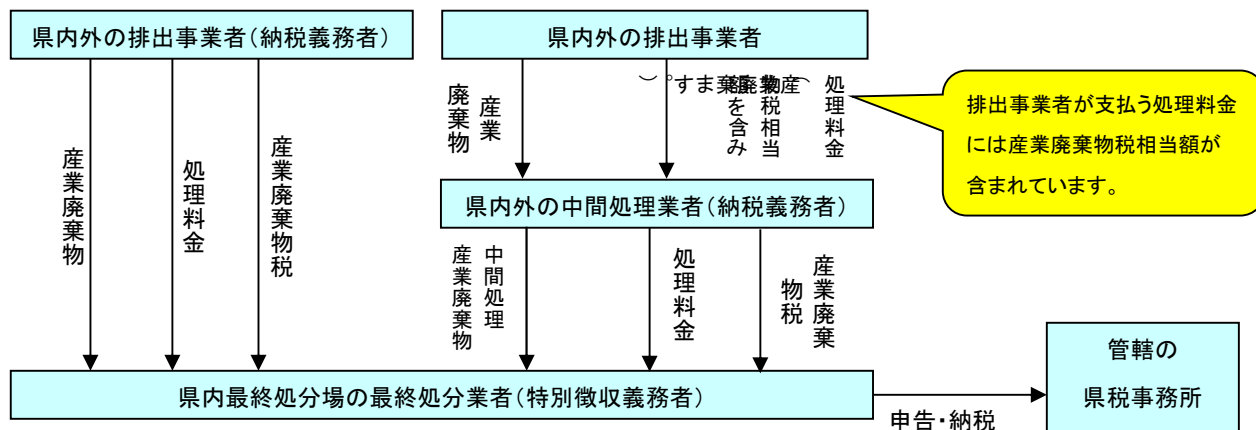
産業廃棄物税

産業廃棄物税は、排出事業者などが最終処分場に産業廃棄物を搬入するときにかかるもので、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進に関する施策等に要する費用として使われます。

納める人

1 申告納入の場合

最終処分場(愛知県内)に産業廃棄物を搬入する排出事業者(中間処理産業廃棄物の場合は中間処理業者)



2 申告納付の場合

排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する排出事業者

○産業廃棄物とは…

事務所、店舗、工場、建設工事など事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など 20 種類の廃棄物をいいます。

なお、一般家庭等から生じる「一般廃棄物」には、産業廃棄物税はかかりません。

納める額

1 申告納入の場合

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000 円

2 申告納付の場合

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 500 円

ただし、他人から処分の委託を受けて排出した中間処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき 1,000 円

申告と納税

1 申告納入の場合

最終処分業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税することになっています。

2 申告納付の場合

排出事業者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税することになっています。

加算金

県民税の利子割・県民税の配当割・県民税の株式等譲渡所得割・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・(軽)自動車税環境性能割・軽油引取税・産業廃棄物税について、税を免れるために二重帳簿を作ったり、事実より少なく申告したり、又は申告しなかったときにかかるもので、次の3種類があります。

過少申告加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、後日増額の申告をしたとき、又は増額の更正を受けたとき	不足税額 × 10% (ただし、不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については × 15%)	
不申告加算金	期限までに申告しなかったため、決定を受けたとき	決定税額 × 15% (※)	(ただし、決定又は不足税額のうち 50 万円を超える部分については × 20% (※)、300 万円を超える部分については × 40% (※))
	期限後に申告したとき、又は期限後に申告し、増額の更正を受けたとき	不足税額 × 15% (※)	
	県の調査を予想しないで、期限後に申告したとき	申告税額 × 5%	
重加算金	二重帳簿などによって、故意に税を免れようとしたときは、過少申告加算金・不申告加算金に代えて重加算金がかかります。	期限までに申告しているとき	不足税額 × 35% (※)
		申告していないとき、又は期限後に申告しているとき	決定又は不足税額 × 40% (※)

※ 過去5年以内に、期限までに申告しなかったり、故意に税を免れようとしたことなどにより不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるとき、3年度連続で、不申告加算金又は重加算金(申告していないとき、又は期限後に申告しているとき)を課されるときなどは、加算金の割合に10%加重されます。

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、次に掲げる延滞金がかかります。

延滞金の額

区分	延滞金の額		
	2013 年 12 月 31 日まで	2014 年 1 月 1 日から	2021 年 1 月 1 日から
納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	税額(※1)に年 7.3%の割合を乗じて計算した額(※2) ただし、2000 年1月1日から、特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年中は税額(※1)に特例基準割合を乗じて計算した額(※2)	税額(※1)に年 7.3%の割合を乗じて計算した額(※2) ただし、特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年中は税額(※1)に特例基準割合に年 1%を加算した割合を乗じて計算した額(※2)	税額(※1)に年 7.3%の割合を乗じて計算した額(※2) ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年中は税額(※1)に延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合を乗じて計算した額(※2)
1か月を経過する日の翌日から納税の日までの期間	税額(※1)に年 14.6%の割合を乗じて計算した額(※2)	税額(※1)に年 14.6%の割合を乗じて計算した額(※2) ただし、特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年中は税額(※1)に特例基準割合に年 7.3%を加算した割合を乗じて計算した額(※2)	税額(※1)に年 14.6%の割合を乗じて計算した額(※2) ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年中は税額(※1)に延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合を乗じて計算した額(※2)
特例基準割合(2021 年 1 月 1 日以降は、延滞金特例基準割合)	各年の前年の 11 月 30 日経過時の日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %を加算した割合 (0.1 %未満切り捨て)	各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に、年 1 %を加算した割合	各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合(平均貸付割合)に、年 1 %を加算した割合 (参考:2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日 年 1.4%)

※1 税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

※2 計算した額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の確定申告期限の延長の承認を受けた期間内の延滞金の割合は、上表の区分に対応する特例基準割合(2021 年 1 月 1 日以降は、平均貸付割合に年 0.5%を加算した割合)により変わります。

納税の猶予・減免など

災害などにより被害を受けたときや、災害その他の事情により納税や申告、申請などが期限までにできないときは、そのまま放置せずに管轄の県税事務所にご相談ください。事情によっては、納税の猶予・納期限などの延長あるいは税金・延滞金の減免が認められる場合があります。

納税の猶予

次のような事情により、税金を一時に納税できないと認められるときは、申請により納税が猶予される場合があります。

なお、猶予される金額が 100 万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3か月を超えるときは、原則として担保が必要です。

税金を一時に納税できない事情	猶予期間
○納税者本人の財産が震災、風水害、火災などの災害や盗難にあったとき。 ○納税者本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき。 ○納税者本人の事業が著しい損失を受けたとき、又は廃業や休業をしたとき。	1年以内 (事情によっては、2年以内)

納期限の延長

災害などによって、県税についての申告、申請、納付などがその期限までにできないと知事が認めるときは、これらの行為をすべき方からの申請により、災害などのやんだ日から**2か月以内**の範囲でその期限が延長されます。

県税の主な減免

次のような特別な事情があるときは、申請により県税等の一部又は全部の減免が認められる場合があります。

県税	特別な事情	
個人事業税	○震災、風水害、火災などの災害により事業用資産などに被害を受けたとき。 ○生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき。	
不動産取得税	○災害により不動産に被害を受け、その代替不動産を被災後3年以内に取得したとき。 ○取得した不動産がその取得直後に災害を受け、滅失又は損壊したとき。	
自動車税環境性能割	○災害により被害を受け、その代替自動車を取得したとき。	身体障害者等に対する減免は、38ページをご覧ください。
自動車税種別割	○災害により被害を受け、運行が不能になったとき。	

県税の救済

更正の請求

県民税の利子割・県民税の配当割・県民税の株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・(軽)自動車税環境性能割・軽油引取税・産業廃棄物税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から**5年以内**又は特定の場合には、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内に限り、減額の更正の請求をすることができます。

県税に対する不服申立て及び訴訟について

県税の課税又は徴収に関する処分について不服があるときは、原則として、その処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月以内**に知事に対して**審査請求**をすることができます。(審査請求書は2通作成し、なるべく管轄の県税事務所を経由して提出してください。)

また、この審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として県税の課税又は徴収に関する処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、審査請求の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

詳しくは県税の課税又は徴収に関する処分の通知書等をご覧ください。

申告と納税の期限一覧

県税の申告と納税の期限を一覧表にまとめますと、次のとおりです。

なお、申告と納税の期限が休日(日曜日、祝日、1月2日及び1月3日)、土曜日又は12月29日から12月31日までのいずれかに当たるときは、これらの日の翌日とその期限となります。

区分	申告		納税	
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日		6月から5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	公的年金受給者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日		4月から2月まで年金支給ごとに徴収して翌月10日	年金支払者が特別徴収して納入
	給与・公的年金以外の所得がある者は3月15日		6月・8月・10月及び1月末日	普通徴収
法人県民税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内		申告と同じ日	申告納付
県民税の利子割	毎月分を翌月10日		〃	申告納入
県民税の配当割	〃		〃	〃
	源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については、1月10日		〃	〃
県民税の株式等譲渡所得割	1月10日		〃	〃
個人事業税	3月15日		8月及び11月末日	普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内		申告と同じ日	申告納付
地方消費税	譲渡割	個人事業者については、3月末日 法人については、事業年度が終了した日から2か月以内	〃	〃
	貨物割	貨物を保税地域から引き取る時		
不動産取得税	取得した日から60日以内		納税通知書で定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日		申告と同じ日	申告納付
ゴルフ場利用税	〃		〃	申告納入
軽油引取税	毎月分を翌月末日など		〃	申告納入(納付)
(軽)自動車税環境性能割	登録又は届出をした日など		〃	申告納付 (証紙代金収納計器)
自動車税種別割	取得又は変更した日		5月末日	普通徴収
			新規登録の日	証紙徴収 (証紙代金収納計器)
鉱区税	取得・消滅又は変更の日から7日以内		5月末日	普通徴収
固定資産税 (大規模償却資産)	1月末日		4月末日・7月末日・ 12月25日及び2月末日	〃
狩猟税	申告の必要はありません		登録を受ける日	証紙徴収
産業廃棄物税	毎月分を翌月末日		申告と同じ日	申告納入(納付)

特別徴収…県にかわって経営者などが税金を受け取り、納税します。

普通徴収…県から納税通知書が送付され、その納税通知書により納税します。

申告納付…納税する人が納める税額を申告し、納税します。

申告納入…経営者などが特別徴収した税額を申告し、納税します。

証紙徴収…県が発行する証紙を購入し、申告書などに貼り付けることにより納税します。

納税方法

県税は愛知県の県税事務所のほか、キャッシュレス納税など以下の方法で納税することができます。
詳しくは、愛知県税務課のホームページをご覧ください。



スマートフォン決済アプリによる納税

スマートフォン、タブレット端末などのインターネット環境を利用して、スマートフォン決済アプリから納付書に印刷されている「eL-QR(地方税統一 QR コード)」をカメラ機能で読み取り、県税を納税できます。

(アプリ事業者によっては、決済手数料が発生する場合があります。)

利用対象: 愛知県から送付した「eLマーク (eL)」及び「eL-QR」が印刷された納付書

利用期間: 納付書に記載された「納付書取扱期限」まで

コンビニ、県税事務所等の窓口では、スマートフォン決済アプリによる納税はできません。



(eL-QR 対応
スマートフォン決済アプリ一覧 HP)

地方税お支払サイト(クレジットカード・インターネットバンキング)による納税

パソコン、スマートフォンなどのインターネット環境を利用して、地方税お支払サイトから納付書に印刷されている「eL-QR」をカメラ機能で読み取り、県税を納税できます。

クレジットカードによる納税は別途システム利用料がかかります。

利用対象: 愛知県から送付した「eLマーク (eL)」及び「eL-QR」が印刷された納付書

利用期間: 納付書に記載された「納付書取扱期限」まで

コンビニ、県税事務所等の窓口では、クレジットカードによる納税はできません。

試してみませんか?
eL-QRのキャッシュレス納付



(地方税お支払サイト)

eL-QR 対応金融機関での納税

愛知県から送付した「eLマーク (eL)」及び「eL-QR」が印刷された納付書については、全国の eL-QR 対応金融機関で納税することができます。

eL-QR 対応金融機関については、eLTAX のホームページ(共通納税対応金融機関)からご確認ください。



地方税共通納税システムによる納税

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含みます。)、県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税及び市町村が賦課徴収を行う一部の税金を eLTAX を用いて申告した場合(更正決定等があった場合を含みます。))は、その内容に応じた税金を eLTAX からダイレクト納付、クレジットカード、インターネットバンキング又は ATM により納税することができます。

なお、クレジットカードによる納税は別途システム利用料がかかります。

また、ATM による納税は、金融機関所定の時間外手数料が発生する場合があります。

詳しくは、共通納税システムのホームページをご確認ください。



(共通納税システム HP)

コンビニエンスストアでの納税

次のコンビニエンスストアの全国の店舗で納税することができます。(※1)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店(※2)

※1 納付金額が 30 万円以下で、「コンビニ収納用バーコード」が印刷されている納付書に限ります。

※2 「MMK 設置店」とは、MMK 端末(無人端末及び金融機関内端末は除きます。)が設置されている総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストアなどの店舗をいいます。

愛知県の指定金融機関・収納代理金融機関での納税

次の金融機関の全国の本支店で納税することができます。

なお、 (Pay-easy(ペイジー)マーク)が記載されている納付書は、窓口に加えてインターネットバンキング、ATMでも納税することができます。

区分	金融機関名			
銀行	あ行	あいち・伊予・SBI 新生・大垣共立	な行	名古屋
	か行	京都	は行	八十二・百五・百十四・福岡・PayPay(※2)・北陸・北國
	さ行	三十三・滋賀・静岡・七十七・清水・十六・スルガ	ま行	みずほ・三井住友・三菱 UFJ
			や行	ゆうちょ(※1)
	た行	第四北越・東京スター	ら行	楽天(※2)
信用金庫	あ行	愛知・いちい・大垣西濃・岡崎	た行	知多・中日・東春・東濃・豊川・豊田・豊橋
	か行	蒲郡・岐阜・桑名三重	な行	西尾
	さ行	瀬戸	は行	半田・尾西・碧海
信用組合	あ行	愛知県中央・愛知商銀・イオ	た行	豊橋商工
農業協同組合	あ行	あいち海部・愛知北・あいち知多・あいち中央・あいち豊田・愛知西・愛知東・あいち尾東・あいち三河・愛知みなみ・尾張中央	た行	天白信用・豊橋
			な行	なごや・西春日井・西三河
			は行	ひまわり
	か行	蒲郡市	ま行	緑信用
その他	東海労働金庫・愛知県信用農業協同組合連合会・東日本信用漁業協同組合連合会			

※1 ゆうちょ銀行で取扱いができるものは、次のとおりです。

ア  (Pay-easy(ペイジー)マーク)が記載されている納付書…全国の各店舗で納税できます。

イ ア以外の納付書…愛知・岐阜・静岡・三重県内の各店舗で納税できます。

※2 PayPay 銀行及び楽天銀行は、インターネットバンキングに限り納税することができます。

口座振替による納税

個人事業税と自動車税種別割には、上記の金融機関(※)にあるあなたの預(貯)金口座から納期限に自動的に振り替えて納税することができる便利で安全な口座振替の制度があります。

手続を希望される方は、預(貯)金口座にご使用の印鑑をお持ちのうえ、口座を開設している金融機関(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含みます。)の窓口で手続をしてください。

※ 伊予銀行、滋賀銀行、七十七銀行、百十四銀行、北國銀行を除く。

官公庁のごあんない

法務局

名称		郵便番号	所在地	電話番号	不動産登記管轄区域	商業・法人登記管轄区域
名古屋法務局	(本局)	〒460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8111	中区、千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡、海部郡、知多郡
	熱田出張所	〒456-0031	名古屋市熱田区神宮4-8-40	052-671-5221 052-671-5222	熱田区、瑞穂区、中川区、港区、南区、緑区、豊明市	—
	名東出張所	〒465-0051	名古屋市名東区社が丘4-201	052-703-2322 052-703-2324	名東区、守山区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡東郷町	—
同春日井支局	(支局)	〒486-0844	春日井市鳥居松町4-46	0568-81-3210	春日井市、瀬戸市、犬山市、小牧市、尾張旭市、丹羽郡(大口町、扶桑町)	—
同津島支局	(支局)	〒496-0047	津島市西柳原町3-10	0567-26-2423	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡(蟹江町、飛島村、大治町)	—
同一宮支局	(支局)	〒491-0842	一宮市公園通4-17-3	0586-71-0600	一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市	—
同半田支局	(支局)	〒475-0817	半田市東洋町1-12	0569-21-1095	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡(阿久比町、武豊町、南知多町、美浜町、東浦町)	—
同岡崎支局	(支局)	〒444-8533	岡崎市羽根町字北乾地 50-1	0564-52-6415	岡崎市、額田郡幸田町	岡崎市、豊橋市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、西尾市、新城市、額田郡幸田町、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)
同刈谷支局	(支局)	〒448-0858	刈谷市若松町1-46-1	0566-21-0086	刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市	—
同豊田支局	(支局)	〒471-8585	豊田市常盤町1-105-3	0565-32-0006 0565-32-2960	豊田市、みよし市	—
同西尾支局	(支局)	〒445-8511	西尾市熊味町南十五夜 60	0563-57-2622	西尾市	—
同豊橋支局	(支局)	〒440-0884	豊橋市大国町 111	0532-54-9278	豊橋市、田原市	—
	豊川出張所	〒442-0067	豊川市金屋西町3-3	0533-86-2097	豊川市、蒲郡市	
同新城支局	(支局)	〒441-1385	新城市字八幡11-2	0536-22-0437	新城市、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)	—

国税局及び税務署等

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋国税局	〒460-8520	名古屋市中区三の丸3-3-2 (名古屋国税総合庁舎)	052-951-3511	—
千種税務署	〒464-8555	名古屋市千種区振甫町3-32	052-721-4181	千種区、名東区
名古屋東税務署	〒461-8621	名古屋市東区主税町3-18 (名古屋第三国税総合庁舎)	052-931-2511	東区
名古屋北税務署	〒462-8543	名古屋市北区清水5-6-16	052-911-2471	北区、守山区
名古屋西税務署	〒451-8503	名古屋市西区押切2-7-21	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋中村税務署	〒453-8686	名古屋市中村区太閤3-4-1	052-451-1441	中村区
名古屋中税務署	〒460-8522	名古屋市中区三の丸3-3-2 (名古屋国税総合庁舎)	052-962-3131	中区
昭和税務署	〒467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1-4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡
熱田税務署	〒456-8711	名古屋市熱田区花表町7-17	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
中川税務署	〒454-8511	名古屋市中川区尾頭橋1-7-19	052-321-1511	中川区、港区
豊橋税務署	〒440-8504	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎)	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
岡崎税務署	〒444-8552	岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎)	0564-58-6511	岡崎市、額田郡
一宮税務署	〒491-8502	一宮市栄4-5-7	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
尾張瀬戸税務署	〒489-8520	瀬戸市熊野町76-1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
半田税務署	〒475-8686	半田市宮路町50-5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
津島税務署	〒496-8720	津島市良王町2-31-1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
刈谷税務署	〒448-8523	刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎)	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田税務署	〒471-8521	豊田市常盤町1-105-3 (豊田合同庁舎)	0565-35-7777	豊田市、みよし市
西尾税務署	〒445-8602	西尾市熊味町南十五夜41-1	0563-57-3111	西尾市
小牧税務署	〒485-8651	小牧市中央1-424	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡
新城税務署	〒441-1372	新城市字裏野1-1	0536-22-2141	新城市、北設楽郡
名古屋国税不服審判所	〒460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-4 (名古屋第二国税総合庁舎)	052-972-9411	—

※ 税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

※ 管轄区域は、愛知県内の市、区及び郡についてのみ記載しています。

名古屋市役所及び市税事務所

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋市役所	〒460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-961-1111	—
栄市税事務所	〒461-8626	名古屋市東区東桜1-13-3 (NHK名古屋放送センタービル8階)	052-959-3300	千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区
本陣市税事務所	〒453-8626	名古屋市中村区松原町1-23-1 (中村区役所等複合庁舎4階)	052-433-4003	西区・中村区・中川区・港区
金山市税事務所	〒460-8626	名古屋市中区正木3-5-33 (名鉄正木第一ビル)	052-324-9800	昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区

※ 法人市民税、事業所税の課税に関する事務は栄市税事務所、軽自動車税種別割の課税・納税に関する事務は金山市税事務所で行っています。

※ 市税事務所におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

市役所及び町村役場

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
豊橋市	〒440-8501	豊橋市今橋町1	0532-51-2111	豊明市	〒470-1195	豊明市新田町子持松1-1	0562-92-1111
岡崎市	〒444-8601	岡崎市十王町2-9	0564-23-6000	日進市	〒470-0192	日進市蟹甲町池下 268	0561-73-7111
一宮市	〒491-8501	一宮市本町2-5-6	0586-28-8100	田原市	〒441-3492	田原市田原町南番場 30-1	0531-22-1111
瀬戸市	〒489-8701	瀬戸市追分町 64-1	0561-82-7111	愛西市	〒496-8555	愛西市稲葉町米野 308	0567-26-8111
半田市	〒475-8666	半田市東洋町2-1	0569-21-3111	清須市	〒452-8569	清須市須ヶ口 1238	052-400-2911
春日井市	〒486-8686	春日井市鳥居松町5-44	0568-81-5111	北名古屋	〒481-8531	北名古屋西之保清水田 15	0568-22-1111
豊川市	〒442-8601	豊川市諏訪1-1	0533-89-2111	弥富市	〒498-8501	弥富市前ヶ須町南本田 335	0567-65-1111
津島市	〒496-8686	津島市立込町2-21	0567-24-1111	みよし市	〒470-0295	みよし市三好町小坂 50	0561-32-2111
碧南市	〒447-8601	碧南市松本町 28	0566-41-3311	あま市	〒497-8602	あま市七宝町沖之島深坪1	052-444-1001
刈谷市	〒448-8501	刈谷市東陽町1-1	0566-23-1111	長久手市	〒480-1196	長久手市岩作城の内 60-1	0561-63-1111
豊田市	〒471-8501	豊田市西町3-60	0565-31-1212	愛知郡東郷町	〒470-0198	東郷町大字春木字羽根穴1	0561-38-3111
安城市	〒446-8501	安城市桜町 18-23	0566-76-1111	西春日井郡豊山町	〒480-0292	豊山町大字豊場字新栄 260	0568-28-0001
西尾市	〒445-8501	西尾市寄住町下田 22	0563-56-2111	丹羽郡大口町	〒480-0144	大口町下小口7-155	0587-95-1111
蒲郡市	〒443-8601	蒲郡市旭町 17-1	0533-66-1111	丹羽郡扶桑町	〒480-0102	扶桑町大字高雄字天道 330	0587-93-1111
犬山市	〒484-8501	犬山市大字犬山字東畑 36	0568-61-1800	海部郡大治町	〒490-1192	大治町大字馬島字大門西 1-1	052-444-2711
常滑市	〒479-8610	常滑市飛香台3-3-5	0569-35-5111	海部郡蟹江町	〒497-8601	蟹江町学戸3-1	0567-95-1111
江南市	〒483-8701	江南市赤童子町大堀 90	0587-54-1111	海部郡飛島村	〒490-1436	飛島村竹之郷3-1	0567-52-1231
小牧市	〒485-8650	小牧市堀の内3-1	0568-72-2101	知多郡阿久比町	〒470-2292	阿久比町大字卯坂字殿越 50	0569-48-1111
稲沢市	〒492-8269	稲沢市稲府町1	0587-32-1111	知多郡東浦町	〒470-2192	東浦町大字緒川字政所 20	0562-83-3111
新城市	〒441-1392	新城市字東入船 115	0536-23-1111	知多郡南知多町	〒470-3495	南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18	0569-65-0711
東海市	〒476-8601	東海市中央町1-1	052-603-2211	知多郡美浜町	〒470-2492	美浜町大字河和字北田面 106	0569-82-1111
大府市	〒474-8701	大府市中央町5-70	0562-47-2111	知多郡武豊町	〒470-2392	武豊町字長尾山2	0569-72-1111
知多市	〒478-8601	知多市緑町1	0562-33-3151	額田郡幸田町	〒444-0192	幸田町大字菱池字元林1-1	0564-62-1111
知立市	〒472-8666	知立市広見3-1	0566-83-1111	北設楽郡設楽町	〒441-2301	設楽町田口字辻前 14	0536-62-0511
尾張旭市	〒488-8666	尾張旭市東大道町原田 2600-1	0561-53-2111	北設楽郡東栄町	〒449-0292	東栄町大字本郷字上前畑 25	0536-76-0501
高浜市	〒444-1398	高浜市青木町4-1-2	0566-52-1111	北設楽郡豊根村	〒449-0403	豊根村下黒川字蕨平2	0536-85-1311
岩倉市	〒482-8686	岩倉市栄町1-66	0587-66-1111				

県税事務所

名称	郵便番号	所在地	管轄区域等	
			ゴルフ場利用税、 軽油引取税及び 産業廃棄物税以外の県税	ゴルフ場利用税、 軽油引取税及び 産業廃棄物税
名古屋東部 県税事務所	〒460-8483	名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区	名古屋南部県税 事務所高辻間税 課で取扱い
名古屋北部 県税事務所	〒451-8555	名古屋市西區城西1-9-2	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、 北名古屋市、西春日井郡	
名古屋西部 県税事務所	〒454-8503	名古屋市中川区中郷1-3	名古屋市中村区・中川区・港区	
名古屋南部 県税事務所	〒456-8558	名古屋市熱田區森後町8-22	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田區・南区・ 緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、 愛知郡	
高辻間税課	〒466-8501	名古屋市昭和区円上町 26-15 (愛知県高辻センター内)	—	
東尾張 県税事務所	〒486-8515	春日井市鳥居松町3-65	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 尾張旭市、岩倉市、丹羽郡	
西尾張 県税事務所	〒491-8506	一宮市新生2-21-12	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡	
海部徴収課	〒496-0047	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の 徴収事務	西三河県税事務 所安城間税課で 取扱い
知多 県税事務所	〒475-8505	半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 知多郡	
西三河 県税事務所	〒444-8503	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、高浜市、額田郡	
安城徴収課	〒446-8508	安城市横山町下毛賀知 93 (安城県税センター)	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の 徴収事務	
安城間税課			—	
豊田加茂 県税事務所	〒471-8537	豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	豊田市、みよし市	
東三河 県税事務所	〒440-8528	豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎))	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、 北設楽郡	
新城駐在室	〒441-1365	新城市字石名号 20-1 (新城設楽総合庁舎内)	新城市、北設楽郡の徴収事務	

※県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税及び自動車税環境性能割は名古屋東部県税事務所にて取り扱います。

県税事務所の電話番号(ダイヤルインが導入されています。)

名古屋東部県税事務所		名古屋南部県税事務所		西三河県税事務所	
総務・広報	052-953-7711	総務・広報	052-682-8920	総務・広報	0564-27-2708
収納管理課	052-953-7799	徴収	052-682-8922	徴収	0564-27-2710
徴収	052-953-7803	県民税・事業税	052-682-8923	徴収	0564-27-2711
県民税・事業税	052-953-7816		052-682-8927	県民税・事業税	0564-27-2713
	052-953-7663	自動車税	052-682-8924		0564-27-2848
自動車税	052-953-7847	不動産取得税	052-682-8925	自動車税	0564-27-2712
不動産取得税	052-953-7860	高辻間税課	052-881-6141	不動産取得税	0564-27-2715
自動車審査課	052-953-7865	東尾張県税事務所			0564-27-2764
特別滞納整理室	052-953-7868	総務・広報	0568-81-3141	安城徴収課	0566-76-2101
	052-953-7869	徴収	0568-81-3192	安城間税課	0566-76-2102
		県民税・事業税	0568-81-3158	豊田加茂県税事務所	
名古屋北部県税事務所			0568-81-3197	総務・広報	0565-32-3383
総務・広報	052-531-6301	自動車税	0568-81-3139	徴収	0565-32-7481
徴収	052-531-6303	不動産取得税	0568-81-3769	県民税・事業税	0565-32-7482
県民税・事業税	052-531-6304	西尾張県税事務所		自動車税	0565-32-7483
	052-531-6319	総務・広報	0586-45-3166	不動産取得税	0565-32-7484
自動車税	052-531-6305	徴収	0586-45-3168	東三河県税事務所	
不動産取得税	052-531-6306	県民税・事業税	0586-45-3169	総務・広報	0532-35-6120
不動産評価室	052-531-6307		0586-45-3279	徴収	0532-35-6122
名古屋西部県税事務所		自動車税	0586-45-3170		0532-35-6123
総務・広報	052-362-3211	不動産取得税	0586-45-3158		0532-35-6124
徴収	052-362-3213	海部徴収課	0567-24-2174		0532-35-6125
県民税・事業税	052-362-3214	知多県税事務所		県民税・事業税	0532-35-6126
	052-362-3889	総務・広報	0569-89-8171		0532-35-6127
自動車税	052-362-3215	徴収	0569-89-8173	自動車税	0532-35-6130
不動産取得税	052-362-3216	県民税・事業税	0569-89-8174	不動産取得税	0532-35-6128
		自動車税	0569-89-8176		0532-35-6129
		不動産取得税	0569-89-8175	新城駐在室	0536-23-2393

各県税事務所管轄エリアマップ





2025 年度 県税のあらまし

2025 年 6 月発行

編集・発行 愛知県総務局財務部税務課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL 052-961-2111 (大代表)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>